

砥 部 町 議 会
平 成 26 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

平成 26 年第 3 回定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 9 月 10 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 26 年 9 月 10 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 松下 行吉 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	9 番 政岡 洋三郎 10 番 山口 元之		
傍聴者	6 人		

平成 26 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

平成 26 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 26 年 9 月 10 日（水）

午前 9 時 30 分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、平成 26 年第 3 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のあいさつがあります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 9 月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご提案させていただきます重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。まず、8 月 20 日に広島市で発生いたしました土砂災害により、お亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げます。今なお行方不明になられている方の一刻も早い救助を心から願っております。また、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げますとともに、1 日も早く平穏な日常を取り戻されますことをお祈り申し上げます。今年の夏は、全国各地で記録的な大雨が続きました。気象庁は、7 月 30 日から 8 月 26 日まで続いた大雨を平成 26 年 8 月豪雨と命名しました。この豪雨は、高知県や京都府福知山市などにも、甚大な被害をもたらしました。30 年に 1 回以下の割合と定義される異常気象だったと気象庁は見解を示しておりますが、地球温暖化の影響で、今後はますます顕著になるとも述べています。今回のような豪雨となれば、土砂災害はいつどこで起きてもおかしくありません。様々な検証がなされ、本町もあらゆる対応を検討してまいりますが、人間が自然の猛威に逆らうことはできません。自らの命は自らが守る、いわゆる自助の意識を個々に持っていただくことが重要であると改めて考えさせられました。さて、この異常気象により、8 月の日照時間も過去最小を記録し、11 年ぶりの冷夏となりました。この影響は、夏商戦で消費税増税後の消費回復を期待していた小売業にも大きな変化があったようでございます。農作物の生育不良なども心配されるところでございます。このような中、9 月 3 日に第 2 次安倍改造内閣が発足いたしました。消費の回復が鍵を握る消費税再増税の是非や原発再稼働を含むエネルギー政策、集団的自衛権の行使容認に関する法整備など難しい課題が山積するなか、厚生労働大臣に就任された塩崎恭久衆院議員には、年々増大する社会保障費など、我々にも身近な政策課題に対しまして、大いに手腕を発揮されることを期待しております。それでは、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。報告が 2 件、町道路線の認定に関する議案が 1 件、条例の制定、一部改正に関する議案が 6 件、補正予算に関する議案が 4 件、剰余金の処分に関する議案が 1 件、平成 25 年度会計の決算認定が 13 件で、合わせて 27 件の議案のご審議をお願いしております。内容につきましては、議案審議の場で詳細にご説明申し上げますので、慎重審議により、ご議決いただきますようよろしくお祈りを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） これから、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番政岡洋三郎君、10番山口元之君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る9月3日開催の議会運営委員会において、本日から19日までの10日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月19日までの10日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について、まず7月31日にメルパルク松山で開催された、平成26年度第1回愛媛県町議会議員研修会に、欠席届のあった三谷議員を除く15名の議員を派遣し、議会改革についての取り組み事例の発表及び防災アドバイザーの乃田俊信氏の講演を聴講しました。次に、8月26日に開催したこども議会に16人の議員全員を派遣し、21人のこども議員による一般質問の模様を傍聴しましたので、ご報告します。なお、8月に開催を予定していた議会報告会については、諸事情により開催を見送りましたので、ご報告します。以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4 行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 6月定例会以降の行政報告を申し上げます。お手元にお配りしております行政報告をご覧ください。1ページでございます。まず総務課危機管理関係でございますが、(1) 8月9日、10日、台風11号によります災害対策本部を設置いたしました。被害状況でございますが、町道崩土等が1か所、県道崩土等が1か所、床下

浸水が1棟、消防団の出動状況でございますが、237人でございます。(2)8月17日陶街道ゆとり公園におきまして、消防団員209人が参加し、規律訓練競技大会を行いました。優勝、第3分団でございます。2位、3位以下はご覧のとおりでございます。

(3)8月31日砥部中学校と宮内小学校を主会場に町内の自主防災組織や消防団など、14機関868人が参加し、南海トラフ巨大地震を想定した砥部町総合防災訓練を実施いたしました。参加機関につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして企画財政課でございます。(1)落札の状況、6月1日から8月31日まででございますが、設計金額の総額が6億4,626万3千円。落札総額が5億4,628万4千円。落札率が84.5%でございます。内訳でございますが、①建設工事が31件、②建設コンサルタント12件。次2ページをご覧ください。③その他委託業務が4件。④物品購入が5件でございます。それぞれ内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

(2)地域公共交通計画策定調査委託でございますが、5月27日プロポーザル方式によりまして、株式会社バイタルリードと契約をいたしました。契約金額は604万8千円でございます。契約期限は平成27年3月10日まででございます。平成26年8月に住民移動の実態、ニーズを把握するため、民生員45人、高校1年生と2年生428人、地域住民3千人にアンケート調査を実施しました。アンケートの回収率は約4割でございます。

続きまして、保険健康課でございますが、(1)子ども医療費助成制度拡充でございます。8月1日から子どもの医療費助成に小学生の通院費と、中学生の入院費を加えました。今回の医療費助成拡大によりまして、0歳から小学生までの入院と通院費、それから中学生の入院費について自己負担なしで医療を受けられることになりました。子ども医療受給資格証交付数は2,612人。8月1日現在でございます。

続きまして介護福祉課の関係でございますが、9月3日に開催されました第10回砥部町老人クラブ大会で表彰を行いました。白寿表彰が13人、米寿表彰が137人、金婚表彰が32組。なお、9月1日現在の砥部町に在住する100歳以上の高齢者は12人でございます。

続きまして建設課の関係でございますが、(1)7月2日松山南部農道、砥部町の宮内から松山市の久谷まででございますが、開通いたしました。開通に先立ち、大友山トンネル砥部側入口において、開通式を行いました。次3ページをご覧ください。(2)多居谷奥組地区がけ崩れ防災対策工事でございますが、8月20日現在の進捗状況は5%でございます。

続きまして産業振興課(1)でございますが、7月19日の任期満了に伴います、農業委員会委員選挙が7月1日に告示され、無投票により13人が当選いたしました。推薦による委員5人を加えて、18人が委員となりました。また、7月22日に召集されました選挙後の第1回農業委員会総会におきまして、会長並びに会長職務代理者が決定いたしました。それぞれお名前につきましては、ご覧のとおりでございます。(2)8月27日、国道33号砥部焼モニュメント設置工事が完了いたしました。砥部焼の設置数は

10基でございます。

続きまして、生活環境課、工業下水道関係でございます。(1)平成25年度からの繰越工事分でございますが、①中央幹線管渠敷設工事、12工区、面整備でございます。原町、6月13日に完成いたしました。②下水道舗装復旧工事、その1、舗装工、高尾田でございますが、8月12日に完成いたしました。(2)平成26年度分の工事でございますが、中央幹線原町区でございます。進捗状況は8月末現在35%でございます。続きまして面的整備の方ですが、①の南ヶ丘区から⑥の八倉区までご覧のとおりでございます。進捗状況につきましては、5%から30%まででございます。4ページをご覧ください。

(3)でございます。7月3日、全国から128人、うち町村長34人が参加し、第32回全国町村下水道推進大会・研究会議が松山市で開催されました。佐川町長が開催地のあいさつを行いました。翌4日には行政視察として、陶芸創作館で絵付け体験、坂村真民記念館と砥部焼伝統産業会館を視察いたしました。続きまして水道事業関係でございますが、(1)平成25年度からの繰越工事でございます。①砥部町上水道第8次拡張事業、第3水源改修工事でございます。8月末現在の進捗状況は50%でございます。(2)平成26年度分の工事でございます。①砥部町上水道第8次拡張事業でございます。第4水源送水用貯水槽及び電気室築造工事、それから水圧調整弁設置工事でございますが、8月末現在の進捗状況は20%でございます。②上野地区配水管布設替工事。これは進捗状況、8月末現在で35%でございます。③公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事、配水管の移設工事、八倉でございますが、8月末現在の進捗は30%でございます。

続きまして国体推進課の関係でございますが、7月23日にえひめ国体の開催と会期が正式決定したことに伴いまして、8月26日に第72回国民体育大会砥部町準備委員会第2回総会及び笑顔つながえひめ国体砥部町実行委員会第1回総会を、中央公民館講堂で開催いたしました。関係役員委員95人が参加いたしました。一番下のところですが、えひめ国体の会期ですが、平成29年9月30日土曜日から、10月10日火曜日に決まりました。

5ページをご覧ください。学校教育課の関係でございますが、(1)7月20日から25日まで、愛媛県中学校総合体育大会が開催され、砥部中学校から8競技95人が参加しました。当大会の陸上競技走り高跳びで3位となりまして山本晴也さんが8月2日に香川県の丸亀競技場で開催されました四国大会に出場し、8位に入賞いたしました。(2)8月1日玉谷小学校教職員住宅の空き部屋を利用いたしまして、同校児童の放課後児童クラブを開設いたしました。9月1日現在の利用人数は3人でございます。(3)8月3日第62回全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会に砥部中学校が出場し、中学A部門で金賞を受賞いたしました。8月25日に高知県立県民文化ホールで開催されました四国大会に出場し、銀賞を受賞いたしました。

最後に社会教育課の関係でございますが、陶街道ゆとり公園武道場建設に係る設計業務委託契約でございます。7月22日にプロポーザル方式によりまして、大建設計工務と

契約いたしました。契約金額は1,188万円でございます。契約期限は平成26年12月28日でございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 以上で、行政報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長（西岡利昌） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。3番、菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番、菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。質問事項、地域包括ケアシステムの構築を。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に控え、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要と考えます。人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加が緩やかだが人口は減少する町村部と、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアには、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。そこで、次の項目についてお伺いします。項目1、実態調査及びニーズ調査についてお伺いいたします。①日常生活圏域のニーズの調査が実施され、分析されているのでしょうか。②認知症高齢者の2025年推計や生活習慣病の患者数の推移、高齢者の世帯、独居世帯の実態と将来の推計及び介護の需要予測はなされているのでしょうか。次に2、給付分析についてお伺いいたします。現在の介護保険の運営状況を分析し、全国の自治体と比べてどのような状態にあるか把握されているのでしょうか。また、地域の課題が把握されているのでしょうか、お伺いします。3、介護保険事業計画についてお伺いいたします。①第5期までの介護保険事業計画の総括がなされているのでしょうか。1号被保険者は他の市町村と比較してはどうでしょうか。②第6期介護保険事業計画の策定作業において、3年間の見通しに加え、2025年までの中期的なサービス量や保険料水準が適切に推計されているのかお伺いします。③計画策定作業がコンサルに委託されていないかお伺いします。4、介護サービスについて。定期巡回、随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問介護など、在宅介護を支える介護サービスへの取り組みが行われているのかお伺いします。5、施設サービス、高齢者の住まいについてお伺いいたします。①特別養護老人ホームなどの施設サービスは、

必要度の高い人から利用されているのか。②特養入所者の要介護度別の状況は把握されているのでしょうか。③待機者の実数は的確に把握されているのでしょうか。④有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況及び外部サービスの活用状況などが把握され、適切なサービス提供について検証されているのか。⑤低所得の高齢者の住まい支援について、家賃補助などの検討はなされているのか。⑥空き家の活用なども含め要支援、要介護の高齢者の住まいを総合的に考えているのか。お聞かせください。6、認知症高齢者対策についてお伺いいたします。①認知症初期集中支援チームを設置運営しているのでしょうか。②認知症地域支援推進員を配置しているのでしょうか。③認知症疾患医療センターなど専門医療期間との連携はとられているのか。④認知症ケア向上推進事業で、地域支援事業は任意事業のメニューに位置づけており、認知症カフェなど認知症と家族に対する支援を推進する事業に取り組まれているか。また、今後の取り組みについて検討されているのでしょうか。⑤認知症サポーターやキャラバンメイトの養成に取り組まれているか。⑥徘徊 SOS ネットワークなど町民のネットワークづくりに取り組まれているのでしょうか。7、在宅医療・介護連携についてお伺いいたします。①在宅医療・介護連携に係る町の担当課が明確になっているのでしょうか。②医師会等関係団体と連携して、在宅医療・介護連携に取り組まれているのでしょうか。8、介護予防・日常生活支援総合事業についてお伺いいたします。新しい介護予防・日常生活総合事業の取り組みについて、準備が進められているのでしょうか。9、多彩な生活支援サービスについてお伺いいたします。生活支援コーディネーターが配置されているのか。また、多様な生活支援サービスに取り組まれているのか。また、今後の取り組みが検討されているのでしょうか。10、住民主体の介護予防活動についてお伺いいたします。住民主体の運動、交流の場など、住民主体の介護予防活動に取り組まれているのか。また、介護支援ボランティアのポイント制などが検討されているか、お伺いいたします。11、地域ケア会議についてお伺いいたします。市町村レベルの地域ケア会議が効果的に実施されているか。また、地域包括支援センターレベルの地域ケア会議が効果的に実施されているか。以上11の項目について担当課の説明をお願いし、また、今後の地域包括ケアシステムの構築の取り組みについて町長のお考えをお聞かせ下さい。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。まず、今後の地域包括ケアシステムの取り組みについて、私の方から答弁をいたします。ご案内のとおり、地域包括ケアシステムは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制を定義するものでございます。この地域包括ケアを実現するためには、菊池議員の質問項目にもございます、医療との連携強化、介護サービスの充実強化、予防の推進

など、大きく5つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることが必須だと言われております。現在、町では地域包括支援センターや保健センターなどを中心に、介護、福祉、保健、医療の各分野で様々な事業の取り組みを行っております。どの分野もスムーズな事業運営がなされ、一定の成果を挙げているものと認識しておりますが、他の分野との連携や包括的、継続的な事業がなされているか、という点については、まだまだ検証をしていかなければならない課題が多々あると思われまます。今後は、菊池議員の質問項目での取り組みや検証がなされていない点なども含めて、地域の特性にあったより具体的な施策が反映できる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。それでは、このあと担当課長より、11の項目について説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） それでは、担当課であります介護福祉課から、菊池議員のご質問について、項目ごとにご説明をいたします。まず、1 実態調査及びニーズ調査についてですが、(1)の日常生活圏域ニーズ調査については、3年に一度の砥部町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定時に実施しています。今回も第6期計画の策定にあたり、7月末から8月上旬にかけて要介護者を含む約3千人を対象にした高齢者福祉介護保険に関する実態調査を行いました。その調査結果については、現在調査項目ごとに分析しているところでございます。(2)について、今回の計画策定にあたり、介護保険事業計画用ワークシートの中に、認知症高齢者の将来のサービス利用者数、利用量を推計する参考シートが付加されていますので、これにより推計が行われるものと考えております。また、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の実態把握と今後3年間の推移及び介護の需要予測については、現在策定中の第6期計画に反映をさせていただきます。なお、生活習慣病の患者数の推移については、国保連合会が開発したデータベースシステムでの対応が可能となっています。次に、2 給付分析ですが、介護保険給付費の見込み及び今後3年間の推移については、計画の中にも反映させて分析をしています。ただ、全国の自治体との比較は行っていません。今後は、松山圏域の市町の伸び率等を参考に、地域の課題を把握したいと考えています。次に、3 介護保険事業計画ですが、(1)の各期の介護保険事業計画の総括については、各期の介護保険事業計画策定委員会で報告を行っています。次に、第1号被保険者の他市町との比較ですが、第4期から第5期の伸び率の推計値を比較すると、県平均が6.0%、砥部町8.0%、松前町9.0%、東温市8.6%などとなっています。現在の砥部町の第1号被保険者数は、6,034人で、ほぼ推計値6,023人に近い数字となっています。この数値を基に、国立社会保障人口問題研究所のデータを利用して推計しますと、2025年の第1号被保険者数は、7,221人と見込まれます。(2)について、第6期計画では、サービス見込み量、保険料の推計に当たりワークシートを活用していきますが、その中で、平成27年から29年までの3年間の推計はもとより、2020年、2025年を見据えた長期的な将来推計を見込んでいます。(3)について、計画策

定にあたっては、ニーズ調査の実施、分析をはじめ、町内サービス提供事業所への調査、事業量推計のためのワークシート作成等の事務が煩雑なため、作業の一部を近隣市町と同様にコンサルに委託を行っております。次に、4介護サービスですが、ニーズ調査に応じて、適切な介護サービスに取り組んでいます。現在、町内には認知症対応型共同生活介護施設が5か所、小規模多機能型居宅介護施設が1か所ありますが、定期巡回随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについては、現在町内に実施する事業所がありませんので、今後は、県内の他の自治体における運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス内容等の周知を図り、サービス供給体制の整備を介護保険事業計画策定委員会の中で検討していきます。次に、5施設サービス、高齢者の住まいですが、(1)について、特別養護老人ホーム等の入所措置は、各法人が行いますので、町では具体的に把握できていませんが、各施設とも入所時には、県が示す入所指針に基づき、入所検討委員会を実施していますので、適切に入所措置をしていると考えています。(2)の特別養護老人ホーム入所者の要介護度別人数の把握については、毎月の月報で把握しておます。(3)の待機者の実数については、県が主体となり、市町合同で調査をしており、把握ができております。このほど県が発表した今年1月31日現在で、砥部町の待機者は135人となっております。(4)の有料老人ホームについては、特定施設入居者生活介護施設となりますので、必要数や整備については、町の事業計画に盛り込む必要がありますので、町で把握できますが、サービス付き高齢者向け住宅については、介護施設に該当しないため、活用状況の把握は困難な状況にあります。また、指導監査の権限も町にはありませんので、実態を県に報告し、県からの法人等への指導ということになります。(5)の低所得の高齢者の住まい支援について、介護保険事業としての家賃補助の検討は、現在しておりません。(6)について、地域包括ケアシステムを推進するためには、高齢者のニーズに応じた住宅の提供が基本とされていますので、今後は空き家の活用なども含めて、検討をしていく必要があると考えています。次に、6認知症高齢者対策ですが、(1)について、認知症初期集中支援チームの設置はしていませんが、家族や民生児童委員から「認知症かもしれない」との相談があった場合、地域包括支援センターの保健師やケアマネジャーが訪問し、主治医や家族と連携し専門医療機関につないだり、必要な場合は介護保険認定申請につないだり、随時ケース検討会を実施して支援に努めています。(2)について、認知症地域支援推進員の配置はしていませんが、認知症サポーターや、キャラバンメイトの地域包括支援センター職員が対応をしております。(3)の認知症疾患医療センターは、県内に7か所設置されており、町内にも砥部病院が設置されています。認知症の対応には、医療機関との連携は欠かせないものですので、認知症疾患医療センターが主催する保健医療福祉連携会議に出席するなど、従来から地域包括支援センターとの連携は緊密に行われております。(4)については、社会福祉法人等に委託して実施しております家族介護教室などで、認知症についての内容を盛り込んでの取り組みを行うとともに、昨年度からは、砥部中学校の生徒や町内企業に対して、認知症学習会を開催しています。(5)

について、認知症サポーター養成講座を、平成19年度から実施し、現時点でのサポーター数は641人、キャラバンメイト数は23人となっています。サポーター養成事業は、町内の職場、学校を中心に輪を広げています。今年度は、松山南高等学校砥部分校の生徒、砥部中学校の2年生、役場職員や郵便局職員などを対象に、実施をしております。(6)の町民のネットワークづくりについて、現在は、地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会、老人クラブを中心に独居高齢者の見守り事業を実施していますが、今後は徘徊高齢者が増加すると見込まれますので、捜索にあたって消防、警察などとの連携が必要と考えています。次に、7在宅医療・介護連携ですが、(1)の在宅医療と介護の連携については、現在、医療については保険健康課、介護については介護福祉課が担当課となっています。これまでもケースの内容等必要に応じて、2つの課の職員が連携をして取り組んでいますが、今後もより一層の連携をしてみたいと考えています。(2)の医師会との連携については、伊予地区保健福祉事業協議会を設置しており、この協議会の中で各市町が保険事業及び福祉事業を実施するに当たり、相互間の有機的連携及び調整を図っています。なお、この組織の構成員は、各市町の長及び保健、福祉、介護担当課長、県中予保健所、伊予医師会、伊予歯科医師会から選任された委員32人で、年1回の総会時に協議を行っています。次に、8介護予防・日常生活支援総合事業ですが、現行の介護予防給付の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に組み替えて実施することになりますが、以前に高齢者在宅の福祉施策として実施していました生きがい活動支援通所事業、軽度生活支援事業等の再構築を検討するとともに、現在実施しています生活管理指導員派遣事業の見直しを検討するなど、サービスが低下しないことを念頭に準備を進めています。次に、9多彩な生活支援サービスですが、生活支援コーディネーターの配置は行っていないですが、このコーディネーターになるための資格要件は特になく、ある程度の実務経験があれば可能と考えますので、今後はニーズ調査の結果を参考にして、地域包括支援センターあるいは、社会福祉協議会に、専属のコーディネーターの配置を検討したいと考えています。また、この生活支援サービスは、住民の主体性に基づき運営され、地域の生活ニーズに応じた仕組みを求められますので、現在、社会福祉協議会が実施しているふれあいきいきサロン事業や、町が実施している配食サービスなどをメインとして、取り組んでいきたいと考えています。次に10住民主体の介護予防活動ですが、介護支援ボランティアの養成としては、今年度県が実施しますアクティブシニア介護ボランティア養成活用事業の実施町に本町が指定されております。この事業は、介護に関するボランティアをしてみたいという55歳以上の方20人程度を対象に、20時間程度の養成研修を実施し、研修終了後はボランティア登録をしていただいて、町の人材として活用するものでございます。これにより、これまで社会福祉協議会に登録しているボランティアグループなどと連携して、住民主体の介護予防活動が展開できるものと考えています。また、こうした活動を契機に、今治市や久万高原町が実施している介護支援ボランティアポイント制度への

取り組みについても検討していきたいと考えています。最後に、11 地域ケア会議ですが、地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であります。地域包括支援センターでも、困難事例等の個別ケースが発生した場合は、すぐに関係職員を招集し、ケア会議を開催しております。さらに、事例が広域にわたる場合は、関係市町とも連携を図り、問題解決に向けての取り組みを実施しておりますが、地域支援ネットワークの構築や地域包括ケアシステムの実現に向けた地域課題の検討を行う町全体の会議は実施できておりません。今後は、現在実施している医師との意見交換会、広田地区での個別支援レベルの地域ケア会議、広田の福祉を考える会などを活用し、地域の特性に見合った柔軟性を持たせた地域ケア会議を実施したいと考えています。少し長くなりましたが、以上で菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 長い質問に対してご説明ありがとうございました。2025 年には75 歳以上の高齢者、これ全国ですけれども、やはり2千万人を超えると見込まれているのが現状です。これを見据えて整理が進められているのが地域包括ケアシステムなのです。まず冒頭にもお話ししましたが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が包括的に稼働しなければならないと思っております。また、本年6月には医療介護総合保健推進法が設立されたようで、医療法、介護保険法などの関連法が改正され、医療と介護の壁を取り去り、一人一人の自立を支える一体的で切れ目のない効果的、また効率的な他職種連携の生活支援サービスが提供が可能になったそうです。今後はこのシステムの構築に向け、国、県、町が一体となって具体的な取り組みを行い、本町として実情に即した等身大のシステムをぜひ構築していただくようお願い申し上げます。最後に1点だけ質問させていただきます。この役場の事務の体制についてですけれども、地域包括支援、地域包括ケアシステムの窓口は、地域包括支援センターと思われませんが、支援センターの人員強化や機能強化などはどうお考えられているのか。また、介護保険制度の運営において、職員がある程度長い時間介護保険に携わり、知識経験を高めていくようにすべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの菊池議員さんの再質問にお答えいたします。包括支援センターについては、現在適正な人員配置をして一生懸命頑張っております。また、これからは介護等に携わる人につきましては、本当に多くの人がいるのではないかとこの現場におけますいろんな待遇の面とか、いろんな問題でこれからも問題になるかと思っておりますけれども、そういったことにつきましては、国県とも連携をしながら、砥部町といたしましても、こういった介護医療に携わる方のいろんな意味での支援をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。これで将来的な、あと10年、私が72になるんですけども、まだ75歳という後期高齢者にはならないんですけども、安心して砥部で暮らせるようになって、ぜひいただきたいと思っております。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（西岡利昌） 菊池伸二君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時30分の予定です。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。5番、佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番、佐々木隆雄です。今回は2点質問をさせていただきます。まず1点目なのですが、総務省が発表した住宅、土地統計調査によりますと、全国の空き家が820万戸にのぼり、総住宅戸数に占める割合が13.5%と過去最高を示しました。愛媛県では全国6番目の17.5%で、5年前の前回調査より2.4ポイント上昇しています。ちなみに、これを出した後ちょっと調べてみましたら、空き家というのは、地方公共団体における空き家調査の手引きというのが平成24年の6月に国土交通省の住宅局というところが作成しているのですが、その中にこんなように定義されておりました。一戸建ての住居やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築、または改造されたものを住宅としており、そのうち普段人が居住していない住宅の一つの区分として空き家が定義されていると、いうふうに書いておりました。現在、全国では350の自治体で、空き家の解体や適正管理を進める条例を制定しておりますが、所有者が分からず手を出せないことも多い。独自の対応をする市町村も出始めたといったような報道もありました。この砥部町では、この空き家率、それからどうしてそのような空き家になっているのかというふうな実態など、どのようになっているのでしょうか。もう一つは、今後も増えてくるであろうというふうなことが予想されますが、町としてどのような対策を考えているのか町長にお伺いいたします。

2点目は、災害の関係でございます。町長の冒頭のあいさつと重なる部分もありますが、8月20日の広島市をはじめとして、局地的な豪雨による大きな被害が高知、福岡、京都、秋田など、広範囲にわたり発生しました。20日に発生した広島市についての1週間後の経過報道では、土砂災害が確認された53か所中40か所が土砂災害防止法の警戒区域や特別警戒区域に指定されていなかったというふうにあります。ここで亡くなられた方や被災に遭われた皆さんにご冥福やお見舞いの言葉を申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたしたいと思っております。さて、これもインターネットで少し調べて

みたんですが、行政対応というところをずっと時系列的に、少し長くなりますが、見ていただきたいと思います。広島地方気象台は、19日21時26分に大雨洪水警報を発表。翌20日1時15分、土砂災害警報を発表。同時刻、広島県が災害対策本部設置。広島市は3時30分に災害対策本部を設置。3時49分、広島地方気象台は1時間に120ミリ以上の猛烈な雨が降ったとし、記録的短時間大雨情報を発令。4時15分、広島市は安佐北区に避難勧告を発表。すでに3時20分頃から土砂災害が発生したと通報があったが、もっと早く避難勧告を発表すべきであったと、対応遅れとの批判が寄せられておりました。政府では、今回の土砂災害を受けて、警戒区域を都道府県が指定しやすくするため土砂災害防止法を改正する方針を出しております。砥部町の防災マップもすでに配られて活用されておりますが、この法改正を受けて、今後、多分見直しが必要なんではないかというふうに思っておりますが、どのようなことが考えられるのか教えていただきたい。また、これもテレビを見て痛切に感じたんですが、被災者の方が行政からの放送が全く聞こえなかったというふうな、そういう場面がありました。これは多分に豪雨による音で、マイクの音も消えてしまったんじゃないかというふうに思われます。この砥部町でも行政無線放送の届かない地域はひょっとしてあるんじゃないかというふうに思います。広島市のような事態が発生したときに、どんな対応をしていくんでしょうか。情報が町民に確実に伝わることは必要です。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、空き家の実態と対策についてのご質問ですが、総務省が公表している住宅土地統計調査における5年前の本町の空き家率は、10.2%でございました。現時点で、倒壊により通行に支障をきたしたり、隣家に被害を与えているような箇所は把握しておりませんし、トラブルや相談も寄せられておりません。しかし、今後ますます空き家の数は増え、老朽化も進んでいくことから、愛媛県担当所管課においては、老朽化した危険な空き家対策として、国土交通省所管の空き家再生等推進事業を実施する市町に対する補助金の検討を始めたようでございます。本町におきましても、その動向を見守りながら、空き家の適正管理について検討してまいりたいというふうに考えております。次に、災害時の全町民への情報提供は万全かのご質問ですが、防災マップの改訂は予定しておりますが、現在、愛媛県が土砂災害警戒区域等の追加調査を進めておりますので、この調査結果を反映させたものにしたいと考えております。また、災害情報の伝達手段である防災行政無線については、町内全域を放送範囲に含んでおります。一部山間地域で屋外スピーカーの音が聞き取りにくい地域には、屋内戸別受信機を設置し、情報の届かない地域がないように対応しております。ご指摘のように、降雨時にはスピーカーの音が掻き消されることや、窓を閉め切っている場合は、聞き取りにくいということも確かでございます。そのために、避難指示など重要な情報等は、直接現地で広報車を使って周知することとしております。また、防災行政無線を補完する対策として、携帯電話やテレビを使った情報

発信なども行っております。集中豪雨など災害が予想される際は、住民に対し、早め早めに、繰り返し防災行政無線や広報車で情報を流し、危険が迫っている状況や避難情報を確実に伝達できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上で、佐々木議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まずあの、町の空き家の関係なんですが、私も町が25年3月に出しました砥部町住生活基本計画、あれも改めて見直しましたら、当時住宅の総数が8,700戸で、空き家を含む居住世帯なしの住居が1,020戸というふうに出ておりましたので、やっぱりこれぐらいあるんだなというふうに思いました。1つは、空き家が増えている要因、それなりに町では、正確なものじゃなくてもいいんですが、原因はどんなものがあるのかというふうにお考えなんでしょうか。町長。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず空き家の状況でございますけれども、一番は過疎化しているところの空き家というのが、これは当然のことだというふうに思っております。先ほど住宅の定義の中にもございましたように、集合住宅については、部屋が入居がなければ空き家というふうなことで、いろんな賃貸住宅等ございますけれども、やはり新しいところへ求めて入るというふうなことで、少し古くなった賃貸住宅は空き家が出る可能性がある。そういったところもカウントをされるのではないかとというふうに思っております。今現在砥部町の市街化区域と申しますが、そういった中では空き家が顕著であるというふうには感じておりません。以上です。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） これはあくまで一般的なことになろうかと思っておりますけれども、よく最近空き家になって、それを更地にすると固定資産税が高くなるんで、そのままにしてるんだというふうなこと、これはたまたま愛媛新聞に読者欄と言いますか、門欄のところ具体的な事例なんかも出てたようなんですけども、そういう話はよく聞きます。それとかですね、砥部町内にあるのかどうかわかりませんが、建築基準法の関係で、道路が狭くって、次に家建てられないからそのままにしているんだとかいうふうなことなんかも、考えられるのかどうか。それからさらには、撤去そのものにやっぱり2、30万ではなくて100万も超えるぐらいの、たぶん、高額な費用が掛かるんじゃないかなというふうなことなんかも考えられるんですけども、その辺は町長、現状はあまり感じられないでしょうか。いかがですか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども申しましたように、佐々木議員さんも普段の生活の中で感じておられると思っておりますけれども、今現在で砥部町の中で、空き家が目立って通行に支障をきたしておるといふようなところはないかというふうに思っております。ただ先ほど言いましたように、建築基準法の関係で、建て替えの折に4mの道路がない、とそ

ういったところにつきましては、今現在空き家として放置されておるといふふうには感じておりませんが、そういったところが出てくる可能性は十分にあるといふふうには感じております。ただ、この空き家対策につきましては、やはり個人の所有ということでございますので、あくまでも所有者に、まず一次責任があろうといふふうにご考えております。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 砥部町の現状では、例えば、私が今言いましたように、更地にして税金が高くなるからだといふふうなことは、ないといふふうにご理解してもよろしいんですね。関連するんですけども、先ほどの菊池議員の質問の中にも、空き家の利用のところでですね、高齢者の方が利用できるような施設の検討とかいふふうなことも少しあったようなんですが、町の方でもですね、やはりこの計画の中で、こんなものがあるんですね。多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり、具体的施策3といふふうなところで、空き家の活用と住み替えの費用をといふふうな項目があります。これは70ページになるんですけども、計画の。この中にですね、空き家の調査をすとか、空き家バンクの作成登録だとか、等々やるといふふうなことを検討するといふふうなことが紹介はされてるんですけども、このような取り組みについて、少し担当課より説明をいただきたいと思っております。

○議長（西岡利昌） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。現在空き家バンクの作成については、まだ考えてはございません。ただ、空き家調査ということで、集約化した一部地域の抜粋をし、それはどこかと申しますと、狭隘な道路に沿って古い住宅が密集している地域、これをピックアップして、調査を進めてまいりたいと思っております。その後、空き家調査を、所有している方の意向調査などを踏まえて、除去対象、あるいはその目標の設定をしたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 差し迫った、まだ空き家がたくさんあってといふふうなことではないということかとは思いますが、いずれにしましても今後も増えてきますし、当然担当課はご存じだと思いますが、空き家実態調査には国の方からもいろんな支援制度もあるようですので、それらも活用して、ぜひ積極的に進めていっていただきたいといふふうにご思います。私も町の補導委員会でこの数年前にあった話なんですけども、もうずっと空き家になって、比較的中学校の裏の方でですね、近くて、結構子どもたちが出入りしてるといふふうな、そんなことがあって、補導委員会の中で議論しながら、町の方の協力も得て、持ち主と連絡も取って、とりあえず囲いらしきものは作って、少しはほっとしたといふふうな話があったようなこともありますので、今後空き家が増えてくると、そういう問題まで拡大していきますのでですね、今のうちに手を打っておいていただき

たいということと、もう一つは要望としてなんですけども、まだここに住みたいんだけど、かなり家がガタがきている、という方のために、もちろん耐震の診断のされた方への補助という制度はあるんですが、以前にも取り上げたことがありますけども、そういうこと以外でもですね、町内での業者さんを使ってのリフォーム制度というのを改めて検討していただきたいというふうなことを要望として出させていただいて、1点目は終了いたします。

2点目のところに移っていきますが、この防災マップの中に、平成13年に土地災害区域に制定された、これをそのあと作ってますが、具体的に土地災害の計画区域での警戒避難体制の整備として、どんなことを実施されたのでしょうか。それから、この中にありますが、土地災害特別警戒区域で建物の構造を規制したりだとか、それから特定の開発行為に対する許可をしたとかしなかったとか、それから建築物の移転をただだとか、というふうな具体的な事例がおありでしたら、紹介していただきたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。現在急傾斜地危険区域と言いますか、土砂災害の危険区域というふうなことにつきましては、5戸以上につきましては、国県の基準等でしております。そういったところで、ご存じのように砥部町の危険区域につきましては、かなりの進捗の状況で防護柵等もできておりますけれども、それにつきましては、必ずしもそれが安全であるというふうには私は思っておりません。それと、先ほどの件につきましては、特には今現在ではしておりません。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 最初の、最初言いますか、音がよく聞こえないという話を、たまたまある方がちょうどこの広島の話をしてた時に、実はうちのところはそういう放送があるけども、ちょうど隣の地区との狭間域のようなところになって、どちらの方からもなんかやってるなというのはあるけど、やっぱり聞こえないというふうなことで、言っておられましたが、たとえばそういう地域は、やっぱりたくさんあるかと思います。もちろん今お答えいただいたようにですね、いろんな手も打っていただいて、なるべく全町民に情報が行き渡るようにというふうな手立ては取っていただいているんだと思いますが、何分にもいろんな事情でそれがね、行き届かないというふうなこともあります。この砥部町の防災計画の中に、こんな言葉が、文章があります。防災対策は、住民が自らの安全は自らを守る自助を実践した上で、地域において互いに共助を務めるとともに、町がこれらを補完しつつ、公助を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、町が、それぞれの責任と役任や役割を果たし、相互の連携を図りながら、協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。これは町長が冒頭のごあいさつの中でも、自助のこともお話されておりました。私も別にそれはやぶさかではございません。ただ、国土交通省が今検討しているようなんですけども、土砂災害の特徴については、前兆現

象が不確実で、危険が切迫していることを現地の状況から判断するのは難しく、市町村にとっても適切な警戒避難体制を取ることが難しい災害、というふうに認めているよう
でございます。それには自治体任せにはできませんよというふうなことだろうと思いま
す。今から本格的な台風のシーズンにもなってきます。災害の夜、犠牲者を出さないた
めに、国や自治体がこれまでのいろんな教訓に立って、国土と地域の危険個所などを総
点検して、本格的な対策に全力を挙げることが、急がれるんじゃないかなというふう
に思います。国や県に対して、我々砥部町の方からもですね、このような強力な体制で進
めていってもらえるように、要望をしていただくようにして、この私の質問を終わらせ
ていただきます。

○議長（西岡利昌） 以上で一般質問を終わります。

本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 10 時 54 分 散会

平成 26 年第 3 回定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 26 年 9 月 11 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 26 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 松下 行吉 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	1 人		

平成 26 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 9 号 | 平成 25 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第 2 | 報告第 10 号 | 平成 25 年度砥部町教育委員会点検評価について |
| 日程第 3 | 議案第 37 号 | 砥部町道路線の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 38 号 | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 39 号 | 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 40 号 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 41 号 | 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 42 号 | 砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 43 号 | 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 44 号 | 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 45 号 | 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 議案第 46 号 | 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 13 | 議案第 47 号 | 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 14 | 議案第 48 号 | 平成 25 年度砥部町水道事業剰余金の処分について |
| 日程第 15 | 認定第 1 号 | 平成 25 年度砥部町一般会計決算認定について |
| 日程第 16 | 認定第 2 号 | 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第 17 | 認定第 3 号 | 平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について |

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------|
| 日程第18 | 認定第4号 | 平成25年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第19 | 認定第5号 | 平成25年度砥部町とべの館特別会計決算認定について |
| 日程第20 | 認定第6号 | 平成25年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について |
| 日程第21 | 認定第7号 | 平成25年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について |
| 日程第22 | 認定第8号 | 平成25年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について |
| 日程第23 | 認定第9号 | 平成25年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について |
| 日程第24 | 認定第10号 | 平成25年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について |
| 日程第25 | 認定第11号 | 平成25年度砥部町水道事業会計決算認定について |
| 日程第26 | 認定第12号 | 平成25年度内山衛生事務組合会計決算認定について |
| 日程第27 | 認定第13号 | 平成25年度内山リサイクルセンター会計決算認定について |

・散 会

平成 26 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 26 年 9 月 11 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 9 号 平成 25 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率に  
ついて

（説明、質疑）

○議長（西岡利昌） 日程第 1 報告第 9 号平成 25 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。本件について報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは 25 年度砥部町の健全化判断比率と資金不足比率についてご報告をいたします。報告第 9 号をお手元にお願いいたします。報告第 9 号平成 25 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、平成 19 年法律第 94 号、第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。平成 26 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず 1、平成 25 年度砥部町健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字はございません。実質公債費比率につきましては、昨年度より 1.3 ポイント低下し、5.5% となっております。将来負担比率につきましては、ゼロでございます。2、平成 25 年度砥部町公営企業資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。別紙といたしまして、監査委員の審査意見書を添付しております。8 月 25 日に監査を受けました。健全化判断比率、資金不足とも是正改善を要する事項はないとの意見をいただいております。それでは資料でご説明させていただきます。報告第 9 号資料をお手元にお願いをいたします。A 4 の横のものでございます。その 6 ページをお願いいたします。平成 21 年度決算から 25 年度決算までの 5 年間の指標の状況でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字となっておりますので、赤字はございません。実質公債費比率につきましては、21 年度の 10% から、徐々に下がってきております。実質公債費比率は、町が持つすべての会計と関連する一部事務組合等まで含めて、砥部町が負担する交際費が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。警戒ラインとする 25% よりかなり低い値となっております。この原因でございますけれども、失礼いたしました、この要因でございますけれども、大きなものとしたしましては、地方債の元利償還金下がったこと、そして公債費に準ずる債務負担で、県営かんがい排水事業償還金が終了したこと、というところが大きいと思われまます。将来負担比率につきましては、

関連する一部事務組合、第三セクターまで含めた将来負担が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。19 ページをお願いいたします。将来負担比率につきましては、ご覧の算式により算出されます。分子のAが将来負担でございます。将来負担額は地方債の現在高、企業会計、一部事務組合の起債償還額に対する負担等で、その合計でございます。その合計の額が111億6,365万5千円となっております。その額から、Bでございますが、充当可能な基金の総額、そしてC特定財源、そしてD地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額の合計112億9,493万6千円を差し引きますと、分子がマイナスとなります。この結果、本町の将来負担は該当なし、ゼロとなったものでございます。続きまして9ページをお願いいたします。公営企業会計の経営健全化判断比率でございますが、いずれの会計も余剰金がありますので、資金不足はございません。以上ご報告いたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で報告第9号を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第10号 平成25年度砥部町教育委員会点検評価について (説明、質疑)

○議長（西岡利昌） 日程第2報告第10号平成25年度砥部町教育委員会点検評価についてを議題とします。本件について報告を求めます。武智教育長。

○教育長（武智省三） 報告第10号平成25年度砥部町教育委員会点検評価について。報告第10号平成25年度砥部町教育委員会点検評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、平成25年度砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のように提出する。平成26年9月11日提出、砥部町教育委員会。それでは、砥部町教育委員会の点検評価についてご説明をさせていただきます。報告書を開けていただき、1ページをご覧ください。この点検評価の取り組みにつきましては、法律の規定によりまして、教育委員会が所管する事務の管理、執行状況について点検評価し、毎年報告させていただいております。点検評価の取り組みの趣旨につきましては、三項目ございますので、ご覧いただきたいと思っております。1ページに点検評価取組の趣旨というところに三項目ございます。次の点検評価の対象事業につきましては、平成25年度の事業を大きく2つの区分で標記をいたしました。1つは教育委員会が直接関与している事業を教育委員会の活動状況としまして、4ページから8ページに記載をしております。もう1つは、教育委員会における事務の管理執行状況でございます。9ページから11ページの目次にありますように、全部で53項目について、自己評価をいたしました。評価につきましては、従来どおりの4段階評価で、目次の個別事業名の右端の評価欄に記載し

ております。なお、この構成は決算認定の添付資料でもございます主要施策の成果説明書の内容を砥部町総合計画の基本構想における施策の体系に分類して、表記したものです。それでは2ページをお開きいただきまして、町の教育方針としましては、人や文化が明るく伸び伸びと躍動し、心豊かでたくましい町民の育成を目指し、笑顔で挨拶を実践スローガンに、人間力向上の教育を推進しています。それでは、25年度の実施事業の概要について、ご報告を申し上げます。まず学校教育関係ですが、4ページから始まってまいります。人間性豊かな砥部の子どもの育成を基本目標にして、豊かな心、確かな学力、健やかな体、などの生きる力を育み、徳、智、体の調和のとれた子供の育成に努めるとともに、教職員の資質の向上や、教育環境の充実に取り組みました。安心して就学でき、安全に教育を受けることができる教育環境として、新たにQ-Uアンケート調査を行いました。これは、いじめ不登校などの予防に活用するとともに、よりよい学校生活と友達作りのために、実施したものです。また、児童の森林の保全、整備に関する理解を深めるとともに、自然と共に生きようとする態度を育成するため、森はともだち推進事業を新規に実施いたしました。続いて幼稚園、小中学校などの教育環境の整備については、災害時の避難場所に指定されている砥部小学校屋内運動場の防災機能を強化するために、改修工事を実施するとともに、老築化が進んでいました砥部幼稚園の園舎を改修しました。このほか、児童、生徒が安全で快適な学習環境のもとで学べるように施設や備品の整備を行っています。次に社会教育関係におきましては、社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成を目標とし、互いの基本的人権尊重しながら、家庭や職場地域において共に学び、協力し合い、すべての町民が町づくりに参加できるよう生涯学習の推進に取り組みました。地域で学ぶ生涯学習環境の整備、充実としましては、文化会館の設備改修工事や、平成29年に開催されるえひめ国体バドミントンの競技会場となる陶街道ゆとり公園体育館の改修工事を行いました。また、指定管理委託をしております文化会館、図書館、ゆとり公園、田ノ浦町民広場につきましては、ゆとり公園体育館改修に伴い、利用者が減少しておりますが、いずれも適正な管理運営がなされたと認識しております。次に、坂村真民記念館につきましては、開館2年目となり、特別企画展、相田みつをと坂村真民の世界、企画展としまして、吉田時代の坂村真民、宇和島時代の坂村真民を開催し、多くの方にご来館をいただきました。以下、個々の事業別評価につきましては、説明を省略させていただきますが、全体を総括して、おおむね順調であったと考えております。これも議員の皆様をはじめ、理事者のご支援、ご指導と、町民の皆様のご理解、ご協力によるものでございます。深く感謝を申し上げます。しかし、中にやや順調でない評価3が三事業ありました。これらにつきましては、施設運営の見直しや、事業内容等を勘案しながら、取り組んでまいりたいと考えております。その他の事業につきましては、議題や問題点、社会情勢など、再度吟味しながら、事業の精選も含めて、改善等に向けて取り組んでまいりたいと考えております。この評価につきまして、お気づきの点がございましたら、ご指摘、ご指導いただきたいと思います。なお、

今回の点検評価にあたりましては、元愛媛県中央教育事務所教職員課長でありました二神和徳氏に、外部評価をお願いし、13のそれぞれの基本施策ごとに具体的な表現でご意見をいただいております。その意見も最後の4ページに添付させていただいております。いただきましたご意見につきましては、今後財政状況もみながら、十分検討いたしまして、できることから実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしても、今後なお改善を加えながら、より充実したものにしていまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。以上で報告第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（面岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 報告書の62ページになるんですが、最後のところに、学芸員についてですね、できるだけ早い時期に学芸員と専門職員の配置が必要と思われるので、人事に要請していますとあります。それから二神先生の表の意見のところでもですね、これは72ページになりますが、一番上の段の2つ目のところに学芸員などの専門職員の配置が急務ということには賛成であるというふうなことも述べられております。私は何回もこれが出てくる度にですね、学芸員の配置についてというふうなことでよくお聞きしてるんですが、なかなか配置されていないと。文化を発信しようというふうなことで、例えば真民記念館作った時にも言うておりましたが、外部の方もですね、当然教育長も含めて現場からも学芸員の配置についてかなり重要な事柄でないかというふうになんと指摘されているんですけども、現状ではまだ実現に至っていないというふうなことなんですけども、町長、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（面岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。学芸員というその活用につきましては、色々な考え方があろうかと思えますけれども、まず私どもの町の施設につきましては、まず学芸員を必要とするであろうというような施設は、坂村真民記念館ぐらいかなと思っておりますけれども、あの施設につきましても、もちろん館長が学芸員の資格を持っておりますし、そういう意味では十分対応はできるんじゃないかというふうに思っておりますので、今の教育委員会の評価の基準の中で、埋蔵文化財等についてもということでございますけれども、今うちが埋蔵文化財でそういった形で学芸員を配置してその広く文化をというような施設もございませんので、またそういった施設が砥部町で考えられる折には、学芸員の配置も検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（面岡利昌） 8番、政岡洋三郎君。失礼しました。9番。

○9番（政岡洋三郎） ページ、34ページの教職員宿舍管理事業についてお聞きをするわけですが、事業成果の中の自己評価における課題、問題点ですが、21年度22年度では、取り壊しも含め引き続き管理方法を検討する必要があるというこ

とですが、23年度からはいずれ時期を見て取り壊す等について検討する必要があると指摘されて、5年を経過しておりますが、本年度において、空き部屋を利用して児童クラブを開設するなどしておられますが、5年を経過しておるわけですから、そろそろ検討も結論を出す時期に来ているのではないかと思うんですが、その点についてお聞きをいたします。それともう1点は、要望でございますが、事業成果の中で昨年と比べまして、一部事業は変わっているにいたしましても、評価1が減つと思うわけでございますが。これは誠に残念であります。ただ、評価3であった4事業のうち、1事業が評価2になったことは、評価できますが、評価2、3の事業にあつては1つでも上に上がるような努力をしていただきたいわけでございます。特に学校の遊具につきましては、安全面から考えても、1になるべきではないかと思うんですが、そこらどのようにお考えですか。お聞きしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 政岡議員さんの質問にお答えします。まず34ページにあります教職員宿舍の管理事業ということで、確かに以前から教職員住宅につきましては、生徒の減少もありまして、教職員の数の減少に伴って空き部屋が多くなっております。事実でございます。現在、教育委員会では広田地域の小学校のあり方ということについて、先般5月にPTAの連絡協議会からも要望ありまして、その小学校のあり方についての検討を進めているところでございます。ずっと同じような、取り壊しを含めてというような表現になっておりますが、その中で小学校のあり方、検討という中でも、またこの職員、教職員住宅につきましては、十分検討していきたいと思っております。それから、学校遊具につきましては、確かに遊具の安全項目に外れているものもございまして、順次毎年点検を、専門業者によります点検を行いながら、順次撤去、または改修を進めておるわけでございますが、何分子算も限りがあるところでございまして、毎年適正に順次悪いものから改修はかかっております。それから評価が1が減っている、それから3が2に上がっているとか、2から1に上がっている評価、ということでございますが、これにつきましては、毎年事業も動いているものがございまして、適正にできれば2、1というような評価になるように今後十分図っていききたいと思います。以上で政岡議員さんのご質問にお答え終わります。

○議長（西岡利昌） 政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） 今お答えいただいたんですけど、評価が毎年同じような評価じゃなしに、評価の仕方が年々変わっていくように努力をしていくことをお願いする次第でございます。以上です。

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。他にございませんか。三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ページで言いますと、64ページ。坂村真民記念館の入場者数、当初伝統産業会館とのが2万4千から3万ぐらいで、そのぐらいの人がいらっしやるだろうという予定をしております。ところが1万5千そこそこでございまして、入館者で

すから、有料ではない人も、無料の人も含めての数字だろうと思います。ここらあたり、当初の予定よりなぜ少ないのか。そして評価は2でございますが、その2の評価の問題点の中に、知名度が低いためにより効果的や効率的な記念館の情報発信、じゃあ具体的にどういうふうに情報発信をされる予定でいらっしゃいますか。

○議長（西岡利昌） 前田社会教育課長。

○社会教育課長（前田） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。入場者数につきましては、当初24年度につきましては、2万3,333人と。そして25年度が1万5,795人。これにつきましては、有料、無料合計の数字でございます。これにつきましては、当初2万人ぐらいを予定していたわけですが、ある程度この人数で落ち着いてきたのかなというふうなことで、今後はもう少し企画展等、そういった発信をするということで、入場者数を増やしていきたいと考えております。それで、2点目の知名度が低いためのようしていくかということなんですが、これにつきましては先ほども言いましたが、特別の企画展、そういったものをどんどんやっていきたいと考えております。そしてまたホームページとかそういったところで、真民記念館の良さというところを発信していきながら、皆さんに来ていただけるように努力していきたいと思っております。以上で質問の回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今担当課の方からご報告ございましたが、坂村真民記念館、当初は3,766万4千円ぐらいの予算だったんですね。前年度が。そしてジョイントコンサートをやる度に、将来、今度は補正でも出てますけれども、予算、しかし人は増えてない。お金が少ないのか。あるいは今言うたように、この2を1にするためにはね、もっと具体的に私はこういうふうにしたいと思うと、いうふうに言ってもらいたいですかね。以上。

○議長（西岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。坂村真民記念館につきましては、砥部町で文化施設として真民先生の偉業をたたえながら全国に発信する文化施設としての大きな意味合いもあるかと思っております。その中で、町の予算等もかなりこう出費が多いわけですが、この文化の力を町内の子どもたちにも生かして、そういう面からでも大きく振興させていきたいと思っておりますが、最初の1周年目は相田みつをさん、全国でも有名な方とのコラボでありましたので、そういった面からでは、3か月の間に8千人近くの参加者がございました。2周年目は、小池邦夫さんのコラボをいたしました。知名度的にはやっぱり相田みつをさんに比べると低い面もあり、参加者も5千人近くというような、全国、町、県内の参加者集めてもそういうふうな実態となっております。3年目、3周年を迎えるわけですが、そういう全国的な知名度の高い人とのコラボは望ましい真民記念館の行事としても、どんどん進めていきたい、そうやって全国に発信していきたいわけですが、なかなか実情を見ますと毎年とい

う答えにはなかなか真民記念館の行事としましても難しい面があるのではないかなど。それと同時に、最初に申し上げましたように、記念館が詩をとおして人生の生き方とか、あるいはゆとりとか、いろんなそういう心の文化を発信する意味として、振興を続けてまいりたいと思っております。また、全国発信についてはいろんなアイデアがあるかと思いますが、そういう点をご指摘していただいて、より県外に砥部町の文化として発信をしていきたいと思っておりますので、今後ともご協力していただけたらと思います。三谷議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（西岡利昌） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 色々ここで縷々申し上げても急に人が増えたりするものではない、今年のご案内のように夏休み、また私も近所でございますが、残念ながら子どもさんを連れて親子の方がご来館はあまり見受けなかった。残念なことですね。いずれにせよ、厚生文教委員会の方で私どもの言わんとする意味というあれはご理解いただいて、十分そこでもご審議を賜って、やっぱり、来館をされて良かったと言われるような状況を、英知を出してですね、お考えをいただきたいと思っております。要望しておきます。これ教育委員会にじゃのうて、理事者の方にもですね、こういうふうにしたら人が増えるよというのを、考えてお願いしたいと思っております。

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。他にございませんか。4番松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 20ページと、最後69ページの下側にも、パソコン関係、またタブレット関係の活用につきまして、色々報告がございます。私も毎日パソコンは使っておりますが、非常に便利なものだと思いますが、最近の若い世代の方は、あまり新聞を読まない、本を読まない、字を書かないということが言われております。ですから私は、もちろん今の時代にパソコンを無くせだとか、そういうことを言うつもりはございませんが、今以上にきちんとした文章を書く、あるいはしっかりと本を読む、新聞を読んで自分の考えをきちんとまとめるといったことも、授業に今以上に取り入れていただきたいなど、そういうことを考えておりますが、教育長さん、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 松崎議員さんのご質問にお答えいたします。情報化の時代に入りまして、小、中の子どもたちもパソコン、あるいは情報機器を使って学習する動きが全国でも広がっております。砥部町内におきましても、小学校、中学校に1人パソコン、あるいは情報機器が使えるような整備を進めておりますが、今、松崎議員さんが言われたように、そういうパソコン等情報機器を使った学習では、本を読んだり、あるいは字を書いたりする、そういう学習活動がおろそかになると、それはもう間違いないことではないかと私も自覚しております。そういった面、いろんな学力調査をしましても、知識理解は分かるけども、論理的なそういうものを考えて答えるという知能、学力が低いと、そういう実態も現れております。そういった面からでは、しっかりと読書をする、

本を読む、あるいは討論をすると、そういった学習を通して、社会に出た時に知識だけでは通らない、そういう力をしっかりと義務教育、小学校中学校で、力をつけていきたいと思っております。特に国の方はICT、インターネット情報活動、あるいは電子黒板、あるいはタブレットと、そういったものを工夫して学級活動を進めなさいという、そういう方向が進んでおりますけれども、それもしっかり大事なことでありますけれども、基本的な読んだり書いたり、そして対応して討論したりする力を元の基礎学力として取り組む方向で砥部町の教育の方針は進めてまいりたいと思っております。以上で松崎議員さんのご質問にお答えをいたします。

○議長（西岡利昌） 松崎議員よろしいでしょうか。質疑を終わります。他にございませんか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 以上で報告第10号を終わります。

~~~~~  
日程第3 議案第37号 砥部町道路線の認定について

(説明・質疑・産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第3議案第37号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について報告を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） それでは議案第37号をお願いいたします。議案第37号砥部町道路線の認定について説明させていただきます。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成26年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。認定する路線でございますが、番号、路線名、起点及び終点の順に読み上げます。①宮内荏原線、砥部町宮内1622番3地先から砥部町宮内1580番地先まで。②宮内幸田線、砥部町宮内775番地先から砥部町宮内1999番6地先まで。③幸田北川毛線、砥部町宮内2237番1地先から砥部町北川毛1474番8地先まで。④五本松鷹尾線、砥部町五本松892番1地先から砥部町五本松895番1地先まで。⑤陶芸村外山線、砥部町五本松907番2地先から砥部町外山41番1地先まで。⑥総津長曾池線、砥部町総津898番地先から砥部町総津2434番1地先まで。⑦総津線、砥部町総津636番1地先から砥部町総津622番1地先まで。提案理由でございますが、県営事業で整備された農道を砥部町管理の道路とするため、提案するものでございます。議案第37号の資料1ページをお願いいたします。①町道宮内荏原線。場所は砥部町宮内で町道宮内久谷線から大友山トンネルまでの間で、松山南部農道として整備された箇所でございます。延長617m。うちトンネル延長177m。重用区間はなく、幅員8m。面積1万2,366㎡でございます。2ページをお願いいたします。②町道幸田線。場所は砥部町宮内で、県道砥部伊予松山線から町道幸田線までの間で、砥部地区農免農道として整備された箇所でございます。延長232.9m。うち橋梁延長25.7m。重用区間はなく、幅

員 5 m、面積 1,806 m<sup>2</sup>でございます。3 ページをお願いいたします。③町道幸田北川毛線。場所は砥部町宮内から北川毛までで、町道幸田線から町道角谷線を経由して、町道北川毛外山線までの間で、これも砥部地区農免農道として整備された箇所でございます。延長 846.6m、うち橋梁延長 12.2m。重用区間はなく、幅員 5 m、面積 1 万 529 m<sup>2</sup>でございます。4 ページをお願いします。④町道五本松鷹尾線。場所は砥部町五本松で、町道北川毛外山線から町道陶芸村 1 号線までの間で、これも砥部地区農免農道として整備された箇所でございます。延長 67.5m。重用区間はなく、幅員 5 m、面積 651 m<sup>2</sup>でございます。5 ページをお願いします。⑤町道陶芸村外山線。場所は砥部町五本松から外山までで、町道陶芸村 1 号線から県道大平砥部線までの間で、これも砥部地区農免農道として整備された箇所でございます。延長 789.8m。重用区間はなく、幅員 5 m、面積 1 万 2,933 m<sup>2</sup>でございます。なお、砥部地区農免農道を一路線として認定しない理由でございますが、先に認定された路線名は路線が廃止されるまで残りますので、同じ路線が 4 箇所に分散されます。それにより、宮内、北川毛、五本松、外山の 4 部落を結んでおりますので、場所が特定しにくいためでございます。続きまして 6 ページをお願いいたします。⑥町道総津長曾池線。場所は砥部町総津で、町道町裏線から町道総津高市線までの間で、過疎農道として整備した箇所でございます。延長 2,943.7m。重用区間はなく、幅員 5 m。面積 5 万 2,112 m<sup>2</sup>でございます。⑦町道総津線。場所は砥部町総津で、町道総津町中線から町道町裏線までの間で、中山間地域農山村活性化総合整備事業で整備された箇所でございます。延長 188m。重用区間はなく、幅員 5 m、面積 1,992 m<sup>2</sup>でございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 37 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第 37 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は午前 10 時 30 分の予定です。よろしくお願い申し上げます。

午前 10 時 17 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

~~~~~

日程第 4 議案第 38 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の制定について

(説明・質疑・厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第4議案第38号砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第38号をお願いいたします。議案第38号砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。平成26年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、最後の19ページにあります。児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものでございます。条例の制定にあたりましては、厚生労働省令により従うべき基準と参酌すべき基準とが定められておりますので、砥部町においては国の基準と異なった内容とする特段の理由がないことから、厚生労働省令の基準に合わせています。家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業で、いずれも3歳未満児を対象としています。事業内容はこの後、各条項の中でご説明いたします。まず1ページ、第1条から第22条までは、各事業に共通する一般的事項で、食事、衛生管理など、事業者が順守すべき最低基準を定めています。うち3ページ第7条では、事業者に連携施設の確保を義務付けています。家庭的保育事業等は保育の必要な0歳から3歳未満児を対象としているため、継続して保育の必要な利用者にとって、事業後の保育施設の確保が問題になります。そのため、事業後も利用者が優先的に入園できる連携施設を事業者確保させることにしています。連携する施設は、認可保育所、認定こども園、幼稚園です。次に7ページ、第23条から第27条までは、家庭的保育事業について定めています。家庭的保育事業とは、保育者の居宅において、定員5人以下で乳幼児の保育を行います。保育者は一定の研修を受けていれば、保育士でなくてもかまいません。次に8ページ、第28条から第37条までは、小規模保育事業に関して定めています。小規模保育事業は、定員6人から19人までの保育施設です。規模、保育所の配置基準によりA型、B型、C型の三種類に区分されます。次に13ページ、第38条から第42条までは、居宅訪問型保育事業に関して定めています。居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする子どもの家で保育を行うサービスで、いわゆるベビーシッターのことです。障害や疾患などで集団保育ができない場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。次に14ページ、第43条から第49条までは、事業所内保育事業に関して定めています。事業所内保育事業とは、主として企業が自社の従業員のために用意した託児所で、従業員の子どものほか、地域の子どもの受け入れる施設を言います。次に18ページ、附則です。この条例は子ども子育て支援法及び就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日から施行することとなっておりますが、

事業が始まる平成 27 年 4 月 1 日付けになると考えております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 38 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第 38 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第 5 議案第 39 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(説明・質疑・厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第 5 議案第 39 号砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第 39 号をお願いします。議案第 39 号砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。平成 26 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、最後の 21 ページにあります。子ども子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、提案するものでございます。条例の制定にあたりましては、厚生労働省令で定められた基準があり、砥部町においては国の基準と異なった内容とする特段の理由がないことから、厚生労働省令の基準に合わせています。子ども子育て支援新制度では、これまで文部科学省、厚生労働省に分かれていた幼稚園、保育所、認定こども園に対する補助金を、施設型給付費として一本化し、県や市町村に分かれていた交付窓口も市町村に統一されます。そこで町が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者からの申請に基づき、施設型給付の対象となる施設の確認をする必要がありますので、基準を定めておくものです。まず、特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園の内、施設型給付の対象となる施設を言います。一部の私立幼稚園を除き、既存の施設はすべて特定教育・保育施設に該当します。特定型地域型保育事業とは、議案第 38 号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、砥部町が認可をした地域型給付の対象となる事業を言います。1 ページ、第 1 条から第 3 条までは総則です。3 ページ、第 4 条では特定教育・保育施設の利用定員を定めています。第 5 条から第 36 条までは、特定教育・保育施設の

運営に関する基準について、利用定員、運営に関すること、特例施設型給付の順に定めています。うち、4ページ第6条では、特定教育・保育施設は利用の申し込みに対して、正当な理由がない限り、拒否できない旨を規定しています。6ページ、第13条では利用者負担について規定しています。特定教育・保育施設は、町が定める額を保護者から徴収します。その額につきましては、新制度が始まる来年4月までに国の基準を基に、町が決定いたします。7ページ、第15条以降では、教育・保育方針、運営規定の整備、虐待の禁止、苦情解決など、適正な内容及び水準の教育・保育の提供に必要な事項を定めています。12ページ、第35条及び第36条は特例施設型給付費の規定です。特例施設型給付費とは、保育を必要としない児童が保育所を利用した場合、また保育を必要とする児童が幼稚園に入園した場合に支給される施設型給付費のことを言います。13ページ、第37条から第52条までは、特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めています。19ページ、附則ですが、この条例は子ども子育て支援法の施行の日から施行する、としております。事業が始まります平成27年4月1日付けになると考えております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第39号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第39号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第40号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(説明・質疑・厚生文教常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第6議案第40号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第40号をお願いいたします。議案第40号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。平成26年9月11日提出、砥部

町長佐川秀紀。提案理由は、裏面にあります。議案の裏面にあります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が改称されたことに伴い、この法を引用している砥部町保育所条例、砥部町広田保育所条例及び砥部町営住宅管理条例の一部をまとめて改正するため、提案するものでございます。この法の、この改正法の趣旨は、中国残留邦人等と、永住帰国する前からの配偶者が特定配偶者として規定され、自立の支援を行うものです。第1条、砥部町保育所条例の一部改正です。資料1、1ページの新旧対照表をご覧ください。別表Aの項中、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律を、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるものです。非常に長い法律です。旧法と改正法の名称でこのあとは説明させていただきたいと思います。次に議案第2条、広田保育所条例の一部改正です。資料2、3ページの新旧対照表をご覧ください。別表第一階層の項中、旧法を改正法に改めるものです。次に議案第3条、砥部町営住宅管理条例の一部改正です。所管は建設課ですが、同じ法律を引用している条例改正でありますので、合わせて説明させていただきます。内容は、砥部町営住宅管理条例の入居者の資格の中で、老人等単身でも入居できる特例規定を設けております。その中に旧法があり、支援給付を受けている者についても、従来から単身入居を認めていましたが、この法律の一部変更により、改正するものでございます。資料3、5ページ新旧対照表をご覧ください。第6条第2項第5号中の旧法を改正法に改めるものです。また、6ページ、改正法では、特定配偶者が支援給付を受けている者のみが単身入居の対象となりますが、平成25年法律第106号の規定による旧法の一部を改正する法律の附則、第2条1項または第2号の規定により、中国残留邦人等と平成26年10月1日の改正法施行時までには支援給付を受け、永住帰国後の結婚、または結婚した配偶者、これを単なる配偶者と言いますが、その配偶者が支援給付を受けている者も従前の例により、単身入居の対象となることから、旧法第14条第1項に規定する支援給付を受けている者を追加するものでございます。附則、この条例は平成26年10月1日から施行する。なお、現在本町には、中国残留邦人の方はおられません。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第40号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第40号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第41号 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び  
砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正  
について

(説明・質疑・総務常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第7議案第41号砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下総務課長。

○総務課長(松下行吉) 議案第41号砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。平成26年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。本議案につきましては、議会議員の皆さんの旅費、それと特別職の方の旅費につきまして、公務で海外に出られた場合の旅費の規定を明確にするため、提案させていただいたものでございます。内容については、資料のまず1をご覧ください。議員の皆さんの旅費につきましては、ここにあるように定められておりますが、現行の赤のところに書いているように、加えることとしまして、改正案として3に外国旅行の旅費については、国家公務員の例によるものとしてでございます。2ページをご覧ください。特別職の旅費に関しましても、同じように備考欄の3として外国旅行の旅費については、国家公務員の例によるものとしてでございます。ちなみに、国家公務員の旅費につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律がございまして、これの別表第2に海外旅行の際の日当等が定められてございます。議案に戻っていただきまして、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行することとしております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑を終わります。お諮りします。議案第41号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。よって議案第41号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第8 議案第42号 砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正について

(説明・質疑・総務常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第8議案第42号砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下総務課長。

○総務課長(松下行吉) 議案第42号砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正について。平成26年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。改正内容でございしますが、職員の

旅費の条例中、松山地方局とありますのを、中予地方局に改めると。それと、外国旅行については、旅費については、国家公務員の例によるということをしてしておりますが、その見出しを入れることによるものでございます。内容については、資料を見ていただきますと赤字で書かれておりますので、見ていただいたらと思います。それともう1点、23条中外国旅行の旅費については当分の間、国家公務員の例によるとなっております、当分の間というのを削るものでございます。議案に戻っていただきまして、条例の施行日でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。お諮りします。議案第42号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第42号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

**日程第9 議案第43号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(説明・質疑・厚生文教常任委員会付託)**

○議長（西岡利昌） 日程第9議案第43号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 議案第43号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、裏面をお願いいたします。介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の基準を定めていた愛媛県条例が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。なお、今回の改正は、条文に対応する名称等を改めるもので、事業の内容についての改正はございません。それでは、内容につきまして、説明をいたします。別紙議案第43号資料の新旧対照表をご覧ください。まず1ページ、現行の第6条第12項の中ほどになります。指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ以下の条文を改正案の愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員以下の条文のとおり改めます。次に2ページ、第14条中以下指定居宅支援等基準という文言を削除いたします。次に93条第2項中、指定居宅支援等基準第13条各号を、愛媛県指定居宅サービス支援等の事業の人員

及び運営に関する基準等を定める条例第 16 条各号に改めます。続きまして 3 ページ、第 190 条中、指定居宅サービス等基準第 59 条の規定に同等する県基準条例の規定、これを県指定居宅サービス等基準条例第 64 条に改めます。最後に、第 191 条第 10 項中指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号イ以下の条文を、県指定居宅サービス等基準条例以下のとおりに改めるものでございます。それでは議案にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとなっております。以上で議案第 43 号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。お諮りします。議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第 43 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 10 議案第 44 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 45 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 46 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 47 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（説明・質疑・所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 10 議案第 44 号から日程第 13 議案第 47 号までの平成 26 年度補正予算 4 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、私の方から一般会計と特別会計、議案第 44 号、45 号、46 号の、3 件の補正予算についてご説明を申し上げます。内容につきましては、お手元の資料、補正予算の概要にまとめておりますので、参考にお願いいたします。はじめに平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号について説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 44 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号。平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 470 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 1,666 万 8 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。第 2 条、債務負担行為補正。債務負担行為の追加は、第 2 表、債務負担行為による。平成 26 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは予算書の 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。補正予算

1億470万7千円の主なものについて、ご説明をさせていただきます。全体的なところで、人事異動に伴います人件費の補正が1,178万円ございます。各費目について、人件費に増減がございますが、人件費以外の主なものにつきましてご説明させていただきます。2款総務費、1項総務管理費で、庁舎の補修工事439万6千円。遊具の点検結果に基づく遊具の改修費補助金137万4千円。3款民生費、2項児童福祉費で27年度の利用拡大に対応するため、砥部小学校放課後児童クラブの保育室拡張工事等338万9千円。砥部、宮内、麻生保育所で配置を予定している保育支援員の賃金と、保菌検査委託料277万1千円。広域保育の委託料及び負担金721万1千円。この項につきましては、人件費の減額が、増額を上回っておりますので、項全体では減額となっております。4款衛生費、1項保健衛生費で、今年の10月から定期予防接種となります水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種関係費1,127万7千円。6款農林水産業費、1項農業費で、かんがい排水事業、農道改修事業に対する補助金203万9千円。7款商工費の1項商工費、砥部焼協同組合の愛顔のえひめすごモノフェア出店及び陶石確保に対する補助金432万円。川登水車保存に向けた家屋等の物件調査、登記業務等の委託料115万1千円。8款土木費の5項住宅費、町営住宅川下団地と、後継者住宅平団地の屋根、外壁等の補修工事3,239万円。9款消防費の消防費で、消防団第9分団車庫、詰所の移転に向けて、建設予定地の土地鑑定委託料49万5千円。福祉避難所の資機材整備費192万5千円。10款教育費、1項教育費総務で、町教育行政法、子ども子育て関連三法の施行に伴う条例等の例規整備委託料129万6千円。3項中学校費で、選手派遣補助金120万円。小学校費、中学校費、幼稚園費通しまして、配置予定の学校生活支援員の賃金145万円。5項社会教育費で、坂村真民記念館開館3周年記念特別企画展関連経費143万6千円。6項保健体育費で、愛媛県クラブ駅伝大会関連費用162万円。学校給食センター改築に向けての候補地の土地鑑定委託料、先進施設見学経費133万6千円、などがございます。この財源でございますが、2ページの歳入をご覧ください。特定財源といたしまして、大きなもので国庫支出金1,560万円を充てております。一般財源といたしまして、9款交付税、普通交付税でございますが、8,829万6千円を充てております。次に債務負担行為補正です。4ページをお願いいたします。2件の追加でございます。人事給与システム機器等借上料及び保守委託料に対する債務負担につきましては、現在使用しておりますシステムのOSであるウィンドウズXPのサポートが今年の4月に終了しております。問題が発生した場合、対応ができなくなるということ、そして、保険料、年金の算定方法が変わることもあり、その対応も含めて更新するものでございます。期間は平成27年度から32年度までの5年間。限度額は1,550万円でございます。次に坂村真民記念館開館3周年記念特別企画展開催及び広告業務に対する債務負担につきましては、開催が27年3月7日から5月30日までと2カ年にまたがるため、契約に際し、債務負担行為を設定する必要があるためでございます。期間は平成27年度でございます。限度額は115万円でございます。一般会計は以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計に移らせていただきます。議案第 45 号平成 26 年度介護保険事業特別会計補正予算書第 1 号について説明させていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 45 号平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号。平成 26 年度砥部町の会議保険事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。保険事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,864 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 563 万 9 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 26 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは予算書の 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。5 款基金積立金、1 項基金積立金でございますが、これにつきましては介護保険事業運営基金への積立金 1,110 万 8 千円でございます。7 款諸支出金の 1 項償還金及び還付加算金につきましては、25 年度事業の確定に伴い、国県補助金等の返還金 753 万 2 千円でございます。財源でございますが、2 ページをお願いいたします。全て繰越金を充てております。介護保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

次に議案第 46 号平成 26 年度浄化槽特別会計補正予算第 1 号について説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 46 号平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号。平成 26 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算書第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、債務負担行為。地方地自法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 1 表債務負担行為による。平成 26 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは予算書 2 ページをお願いいたします。浄化槽特別会計につきましては、この債務負担行為の補正のみでございます。浄化槽維持管理システム改修委託料に対する債務負担行為を設定するものでございます。これにつきましては、現在使用しております浄化槽維持管理システムの OS であるウィンドウズ X P のサポートが今年の 4 月に終了しております。問題が発生した場合に対応ができなくなるということと、そして平成 28 年 1 月に業務系システムが更新されるため、それにあわせて改修する必要が生じたためでございます。期間は平成 27 年度、限度額は 954 万 8 千円でございます。以上で浄化槽特別会計の補正予算につきまして説明を終わらせていただきます。私の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 47 号をお願いいたします。議案第 47 号平成 26 年度砥部町水道事業補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。第 1 条平成 26 年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第 2 条平成 26 年度砥部町水道事業会計の予算に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。まず支出でございます。1 款 1 項営業費用を 515 万 3 千円減額し、2 億 8,016 万 4 千円に、支出合計を 3 億 1,813 万 1 千円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文

括弧中、不足する額1億2,140万2千円を、不足する額1億2,808万3千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億956万9千円を、過年度分損益勘定留保資金1億1,625万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出でございます。1款1項建設改良費で、668万1千円増額し、2億2,158万4千円とし、支出合計を3億468万3千円とするものでございます。これは4月の人事異動によりまして、管理係が1名減り、工務係が1名増えたことによります人件費の増減でございます。平成26年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。お諮りします。議案第44号から議案第47号までの平成26年度補正予算4件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって議案第44号から議案第47号までの平成26年度補正予算4件については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

本日各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月19日の本会議でお願いします。

~~~~~

- 日程第14 議案第48号 平成25年度砥部町水道事業剰余金の処分について
- 日程第15 認定第1号 平成25年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成25年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成25年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第5号 平成25年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成25年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成25年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第8号 平成25年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第9号 平成25年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第10号 平成25年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第25 認定第11号 平成25年度砥部町水道事業会計決算認定について
- 日程第26 認定第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計決算認定について
- 日程第27 認定第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計決算認定について  
(説明・質疑・決算特別委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第14 議案第48号平成25年度砥部町水道事業剰余金の処分

について及び日程第 15 認定第 1 号から日程第 27 認定第 13 号までの平成 25 年度決算認定 13 件についてを一括議題とします。本案について説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 48 号についてご説明いたします。平成 25 年度砥部町水道事業剰余金の処分について。次のとおり平成 25 年度砥部町水道事業剰余金を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。平成 26 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。水道事業会計の決算につきましては、このあと会計管理者より説明があり、また本年度も決算特別委員会を開催していただくと聞いておりますので、そこで詳細に説明させていただきますが、お手元の平成 25 年度砥部町公営企業会計決算書をご用意くださいますようお願いいたします。26 ページでございます。1 番下に当年度未処分利益剰余金が 3,243 万 7,772 円でございます。次に 28 ページの下の表をご覧くださいと思います。平成 25 年度砥部町水道事業剰余金処分計算書案でございます。この内容を議案書に掲載しているものでございます。議案書にお戻りいただきたいと思います。1 といたしまして、当年度未処分利益剰余金 3,243 万 7,772 円全額を、第 8 次拡張事業の財源とするため、2 の利益剰余金処分額として、建設改良積立金へ 3,243 万 7,772 円を積み立てるものでございます。提案理由でございます。地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、提案するものでございます。以上議案第 48 号の説明を終わります。

○議長（面岡利昌） 大野会計管理者。

○会計管理者（大野哲郎） それでは私の方から認定第 1 号から認定第 13 号までの平成 25 年度一般会計、特別会計、及び企業会計、並びに内山衛生事務組合会計の決算認定についてご説明をいたします。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員さんの意見を付けて議会の認定に付するものでございます。決算認定につきましては、本年も決算特別委員会設置していただき、ご審議いただけると伺っておりますので、先に配布をさせていただいております議案概要で説明をさせていただいたと思います。よろしく申し上げます。お手元に議案概要をご用意ください。議案概要書の 5 ページの中段をお開きください。中段の認定第 1 号平成 25 年度砥部町一般会計決算認定についてご説明をいたします。歳入 77 億 1,185 万 3 千円。歳出 72 億 2,284 万 4 千円。差引が 4 億 8,900 万 9 千円となっております。繰越明許費繰越額は、6 件分の事業の繰越で、5,194 万 7 千円。事故繰越額は 1 件で 198 万 4 千円となっております。実質収支は 4 億 3,507 万 8 千円となっております。なお、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 1 億円でございます。歳入歳出差引額、実質収支とも 25.2%の減となっております。いずれも前年度より下回っております。これは、24 年度で砥部中学校改築事業が終了したこと、7 件の繰越事業があったことが大きな要因となっております。基金の状況でございますが、国民健康保険財政調整基金から 1 億 6,040 万 1 千円など、合計 2 億 6,127 万 7 千円余りの基金を取り崩しましたが、合計で 3 億 9,866 万 8 千円の基金を積み立ていたしました。基金総額は 1 億 3,739 万 2 千円増加して、合計 36 億 7,188 万 3 千円となりました。続きまして認定第 2 号平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定

についてご説明をいたします。まず事業勘定でございますが、歳入26億5,733万1千円。歳出25億3,312万5千円。差引、実質収支とも1億2,420万6千円となっております。歳入は前年より2億3,459万7千円の増となっておりますが、財政調整基金1億6,040万1千円全額を取り崩して財源に充てております。次に直営診療施設勘定でございますが、歳入8,188万8千円。歳出8,186万8千円。差引、実質収支とも2万円となっております。続きまして認定第3号平成25年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入2億2,091万1千円。歳出2億1,494万8千円。差引、実質収支とも596万3千円となっております。概要書、次ページの6ページをご覧ください。認定第4号平成25年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明をいたします。まず保険事業勘定でございますが、歳入18億7,432万8千円。歳出18億5,568万7千円。差引、実質収支とも1,864万1千円となっております。事業運営基金は1,715万5千円の積み立てをしており、基金残高は8,965万8千円となっております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入5,045万6千円。歳出4,229万1千円。差引、実質収支とも816万5千円となっております。続きまして、認定第5号平成25年度砥部町とべの館特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入4,312万5千円。歳出3,094万円。差引、実質収支とも1,218万5千円となっております。23年度は運営基金への預金利子分の8万2千円の積み立てをしており、基金残高は1億6,890万6千円でございます。続きまして、認定第6号平成25年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定についてご説明を申し上げます。歳入4,972万2千円。歳出4,889万4千円。差引、実質収支とも82万8千円となっております。運営基金につきましては、温水ボイラー取替工事や、運営費の財源に充てるため、750万円を取り崩しており、基金残高は332万5千円となっております。続きまして、認定第7号平成25年度砥部町梅野奨学基金特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入106万5千円。歳出77万4千円。差引、実質収支とも29万1千円となっております。25年度は高校生4人に対し給付を行いました。なお、本事業は25年度末で廃止したため、決算余剰金の29万1千円は26年度一般会計に余剰金として処理をすることとしております。続きまして、認定第8号平成25年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入2,143万5千円。歳出2,142万1千円。差引、実質収支とも1万4千円となっております。続きまして認定第9号平成25年度砥部町浄化槽特別会計認定についてご説明いたします。歳入1億933万8千円。歳出8,089万3千円。差引、実質収支とも2,844万5千円となっております。保守点検事業運営基金へ502万6千円の積み立てをしており、基金残高は5,732万9千円となっております。また、集中浄化槽の町有施設管理基金は山並・大畑集中浄化槽補修工事の財源とするため、733万6千円を取り崩しており、残高は9,456万1千円となっております。続きまして、認定第10号平成25年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について説明をいたします。収益的収入1億5,966万1千円。収益的支出1億4,361万5千円。資本的収入5億9,078万円。資本的支出6億2,513万1千円。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、前年度繰越充当財源、過年度損益勘定留保資金、過年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填しております。3月末の接続率でございますが、61%となっております。引き続き接続率の向上に努めてまいります。続きまして、認定第11号平成25年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。収益的収入3億1,532万7千円。収益的支出2億9,533万1千円。資本的収入1億3,070万2千円。資本的支出2億3,218万円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填をしております。次のページ、7ページをご覧ください。認定第12号平成25年度内山衛生事務組合会計決算認定及び認定第13号内山リサイクルセンター会計決算認定についてご説明をいたします。この2件の認定議案につきましては、本来でございますと平成25年度の決算認定は当組合の監査委員に審査をしていただき、組合議会においてその認定を受けることとなります。ただ平成26年3月31日をもって解散をしてございます。審査付議するべき団体が存在しておりません。そのため、地方自治法施行令第5条の規定に基づき、構成市町でございました内子町、大洲市、伊予市、砥部町、それぞれの監査委員に監査をお願いし、構成団体の議会に認定をしていただくものでございます。それではまず内山衛生事務組合会計でございます。歳入3億4,664万4千円。歳出3億4,411万1千円。歳出、差引実質収支とも253万3千円となっております。次に内山リサイクルセンター会計でございます。歳入4,457万8千円。歳出3,869万7千円。差引、実質収支とも588万1千円となっております。この余剰金につきましては、すべて内子町が受け継ぐこととなっております。また、基金につきましては、3月末での差引残高が3,006万6千円となっており、すべて内子町が受け継いでおります。なお、組合に関わる精算手続きにつきましては、3月31日をもって行い、平成26年度へ繰り越す歳計現金、基金はございません。以上、大変厳しい財政状況下ではございますが、いずれの会計も引き続き行財政の効率的な運営に努め、健全財政が堅持できるよう努力してまいりたいと考えております。これで平成25年度各会計の決算認定の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌）　ここで監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二）　決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成25年度の砥部町一般会計、各特別会計、公共下水道事業会計、水道事業会計の決算、及び定額資金運用基金の運用状況、並びに平成25年度の内山衛生事務組合会計、内山リサイクルセンター会計の決算、及び財産に関する調書について、井上監査委員とともに、去る8月1日、6日、7日の3日間、審査を実施いたしました。審査にあたっては、各担当課、事務局より予算執行の状況、事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合、確認などを行いました。審査の結果、各会

計の決算につきましては、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であると認められました。また、予算の執行、財産の管理につきましても、概ね適正になされているものと認められました。砥部町の一般会計については、計画的、効率的な行財政運営に努められ、良好な状況であったと見受けられました。主要財源である町税収入は、個人所得や企業利益の減少に伴い、課税対象額が減少したことにより、前年度を若干下回っています。一方、徴収率は近年上昇しており、その率の県下市町における順位も、速報値ではありますが、5位まで上昇してきております。このことは、担当職員の不断の努力の賜物と評価するところであり、今後とも、公正な課税と徴収に努めていただきたいと思います。次に、各施設、設備等の適正な維持管理については、適切な配慮がなされておりますが、施設の指定管理委託料や電算システムの維持管理に係る委託料につきましては、その妥当性を様々な観点から継続的に検討されることが望まれます。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字となっておりますが、国民健康保険や介護保険の事業費が増大しております。今後とも継続的に様々なチェック体制が十分に機能できるよう配意され、適正な制度運営に努められることを期待いたします。公共下水道事業会計につきましては、適正な入札執行などにより経費の削減に努められており、概ね良好な経営状況であると見受けられました。今後とも、多額の資金の投入が見込まれますので、徹底した経費の有効性の加味とともに、接続率の向上に不断の努力を払われることを期待いたします。水道事業会計については、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。今後とも、第8次拡張事業など、適正な事業の推進とともに、安定した水源の確保と安心安全な飲料水の供給に努めていただきたいと思います。定額資金運用基金の運用状況については、対象は砥部町奨学基金であります。設置の目的に沿って適正に運用されているものと認められました。引き続き、適正な運用に努めていただきたいと思います。次に、内山衛生事務組合会計、内山リサイクルセンター会計については、先ほど申し上げましたとおり、本年3月31日をもって当該組合が解散されたことに伴い、組合を構成していた市町において決算の審査を行うこととなったものであります。この2つの会計は共に、計数等は正確に表示され、事務処理も適正であると認められました。本町におきましては、今後ともあらゆる分野において、必要性和妥当性を常に意識され、効果的、効率的な執行に取り組まれますとともに、目的を持った資金の確保に努められ、新中長期財政計画に則った適正な財政運営の推進を図り、住民福祉がより一層増進されることを期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書により、ご了承をいただきたいと思います。これで、審査の報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 説明と報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第48号及び認定第1号から認定第13号までの平成25年度決算認定14件については、委員会条例第6条の規

定により、監査委員を除く 15 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。異議なしと認めます。よって、議案第 48 号及び認定第 1 号から認定第 11 号までの平成 25 年度決算認定 14 件については、15 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。委員会の審査報告は、12 月定例会において委員長よりお願いします。

お諮りします。ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、小西昌博君、古川孝之君、菊池伸二君、松崎浩司君、佐々木隆雄君、森永茂男君、西岡利昌君、大平弘子君、政岡洋三郎君、山口元之君、西村良彰君、土居英昭君、中島博志君、平岡文男君、三谷喜好君、以上 15 人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました 15 人の方を決算特別委員会委員に選任することに 決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。決算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に山口元之君、副委員長に森永茂男君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願いします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 47 分 散会

平成 26 年第 3 回定例会（第 3 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                       |                                                                      |                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                                | 平成 26 年 9 月 19 日                                                                                                      |                                                                      |                                                                     |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                              |                                                                      |                                                                     |
| 開 会                                                                  | 平成 26 年 9 月 19 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                     |                                                                      |                                                                     |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博<br>4 番 松崎浩司<br>7 番 西岡利昌<br>10 番 山口元之<br>13 番 土居英昭<br>16 番 三谷喜好                                               | 2 番 古川孝之<br>5 番 佐々木隆雄<br>8 番 大平弘子<br>11 番 西村良彰<br>14 番 中島博志          | 3 番 菊池伸二<br>6 番 森永茂男<br>9 番 政岡洋三郎<br>12 番 井上洋一<br>15 番 平岡文男         |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                    |                                                                      |                                                                     |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長 佐川 秀紀<br>教育長 武智 省三<br>広田支所長 佐伯 修二<br>戸籍税務課長 門田 伸介<br>介護福祉課長 重松 邦和<br>産業振興課長 萬代 喜正<br>国体推進課長 西松 伸一<br>学校教育課長 坪内 孝志 | 副町長<br>総務課長<br>企画財政課長<br>保険健康課長<br>建設課長<br>生活環境課長<br>会計管理者<br>社会教育課長 | 上田 文雄<br>松下 行吉<br>大江 章吾<br>相原 清志<br>白形 敏明<br>柿本 正<br>大野 哲郎<br>前田 正則 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 丸本 正和<br>庶務係長 中山 晃志                                                                                            |                                                                      |                                                                     |
| 傍聴者                                                                  | 1 人                                                                                                                   |                                                                      |                                                                     |

平成 26 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 37 号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 2 議案第 38 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 39 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 40 号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 41 号 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 42 号 砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 43 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 44 号 平成 26 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 45 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 46 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 47 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議員派遣について

・閉 会



平成 26 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 26 年 9 月 19 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 37 号 砥部町道路線の認定について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 1 議案第 37 号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました、議案第 37 号砥部町道路線の認定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 37 号については、県営事業で整備された農道を町管理の道路とするため、7 路線を町道として認定するもので、宮内 1622 番 3 地先から、宮内 1580 番地先まで、総延長 617 メートルの道路を宮内荏原線に。宮内 775 番地先から、宮内 1999 番 6 地先まで、総延長 232.9 メートルの道路を宮内幸田線に。宮内 2237 番 1 地先から、北川毛 1474 番 8 地先まで、総延長 846.6 メートルの道路を幸田北川毛線に。五本松 892 番 1 地先から、五本松 895 番 1 地先まで、総延長 67.5 メートルの道路を五本松鷹尾線に。五本松 907 番 2 地先から、外山 41 番 1 地先まで、総延長 789.8 メートルの道路を陶芸村外山線に。総津 898 番地先から、総津 2434 番 1 地先まで、総延長 2,943.7 メートルの道路を総津長曾池線に。総津 636 番 1 地先から、総津 622 番 1 地先まで、総延長 188 メートルの道路を総津線としてそれぞれ認定するものです。認定は適正と認められ、よって議案第 37 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 37 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第38号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第2議案第38号砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(佐々木隆雄) 厚生文教常任委員会に付託されました議案第38号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第38号砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等が認可制度として創設されるとともに、許認可等の権限が市町村の権限とされることから、砥部町条例で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。条例は、第1章総則で、条例の趣旨や用語の定義など各事業に共通する一般的事項を規定し、第2章では家庭的保育事業の設備や職員などの基準、第3章では、小規模保育事業として、通則小規模保育事業A型、B型、C型の設備や職員などの基準、第4章では、居宅訪問型保育事業の基準、第5章では、事業所内保育事業の基準、第6章では、雑則として委任について規定しています。なお、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしています。また、附則において、食事の提供や連携施設などに関する経過措置について規定しています。この条例で定める基準は、厚生労働省令で定める基準のとおりとしているとのことです。条例の内容は適正と認められ、よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

これから議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(西岡利昌) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第39号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第3議案第39号砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第39号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第39号砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が確認制度として創設され、市町村の権限とされることから、砥部町条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。条例は、第1章総則で、条例の趣旨や用語の定義などを規定し、第2章では、特定教育・保育施設の運営に関する基準として、利用定員、運営、特例施設型給付費に関する基準、第3章では、特定地域型保育事業者の運営に関する基準として、利用定員、運営、特例地域型保育給付費に関する基準、第4章では、雑則として委任について規定しています。なお、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとしています。また、附則において、特定保育所に関する特例や施設型給付費等に関する経過措置などについて規定しています。この条例で定める基準は、内閣府令で定める基準のとおりとしているとのことです。条例の内容は適正と認められ、よって、議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。
これから議案第39号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。
[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第40号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第4議案第40号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第40号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第40号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正されたことなどに伴い、この法律を引用している3つの条例の規定整備を行うものです。まず、第1条は、砥部町保育所条例の一部改正を行うもので、別表砥部町保育料徴収基準表の階層区分Aの項中で引用している当該法律の題名を改めています。次に、第2条は、砥部町広田保育所条例の一部改正を行うもので、別表砥部町広田保育所保育料徴収基準表の階層区分第1階層の項中で引用している当該法律の題名を改めています。また、第3条は、砥部町営住宅管理条例の一部改正を行うもので、入居者の資格について規定する第6条第2項第5号中において、引用している当該法律の題名を改めるとともに、法改正前の支援給付受給者についても、従前の例により対象とするために所要の規定を追加しています。なお、この条例は、平成26年10月1日から施行することとしています。その内容は適正と認められ、よって、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第40号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第41号 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び
砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第5議案第41号砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長(大平弘子) 総務常任委員会に付託されました議案第41号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第41号砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、これら2つの条例に、公務のための外国旅行における旅費の額について規定をするために改正するものです。まず、第1条では、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の別表の備考に、外国旅行の費用については、国家公務員の例によるという規定を加える改正をしています。次に、第2条では、砥部町特別職の議員の給与及び旅費に関する条例の別表第2の備考に、外国旅行の費用については、国家公務員の例によるという規定を加える改正をしております。なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。改正します。あい中にあります、真ん中から下なんです、次に第2条では、砥部町特別職の議員の給料及び旅費に関する条例の別表第2の備考に外国旅行の費用については、国家公務員の例によるという規定を加える改正をします。このところを、砥部町特別職の議員、職員を議員と読みましたので、ここを改正します。訂正します。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

これから議案第41号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(西岡利昌) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第6議案第42号砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。大平総務常任委員長。

○総務常任委員長(大平弘子) 総務常任委員会に付託されました、議案第42号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第42号砥部町職員の旅費に関する条例の一部改正については、条文の整備をするために、第17条第2項中の松山地方局を、中予地方局に改めるとともに、第23条に外国旅行の旅費という見出しを付け、同条中の当分の間という字句を削るものです。なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。
これから議案第42号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長(西岡利昌) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第32号は、訂正します、よって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第7議案第43号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(佐々木隆雄) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第43号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第43号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の基準を定めている愛媛県条例が改正されたため、所要の条文整備を行うものです。その改正内容は、第6条第12項、第93条

第2項、第190条及び第191条第10項において、改正前の県条例を引用している条文を改正後の県条例に対応する条文に改め、これに伴い、第14条において不要となる文言を削っています。この改正による基準内容の変更はないとのこと。なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。
これから議案第43号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第8 議案第44号 平成26年度砥部町一般会計補正予算（第2号）
  - 日程第9 議案第45号 平成26年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第10 議案第46号 平成26年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第11 議案第47号 平成26年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）
- （所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第8議案第44号から日程第11議案第47号までの平成26年度補正予算4件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第44号平成26年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係で、英魂碑階段手すりや防護壁設置などの安全対策に対する広田地区遺族会への交付金を57万6千円増額、事業費の確定に伴う臨時福祉給付金事務費補助金の返還金7万6千円を増額、高齢者生活福祉センターの空調機修繕料24万3千円を増額、老人生きがいの家の空調機器等取替工事費70万円を増額しています。児童福祉費関係では、来年度からの利用対象児童の拡大に伴い、砥部小学校放課後児童クラブの保育室を拡張するための改修工事など関係経費338万9千円を増額、町立保育所の保育支援員賃金など運営

費を 277 万 1 千円増額、公立保育所広域保育委託料を 634 万 2 千円増額、認定こども園広域保育負担金を 86 万 9 千円増額しています。また、保育緊急確保事業費補助金の創設や地域活性化・効果実感臨時交付金の追加交付に伴う財源組替が行われています。衛生費、保健衛生費関係では、生活習慣病予防対策事業などに対応するため、臨時職員賃金を 178 万 5 千円増額、本年 10 月から定期予防接種となる乳幼児への水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を実施するための関係経費 1,127 万 7 千円を増額しています。教育費関係では、地方教育行政法の改正や子ども・子育て関連 3 法の施行に伴い、県の例規整備を行うための委託料 129 万 6 千円を増額、貸切バスの運賃改定に伴い、学校行事用の自動車借上料を 30 万円増額、宮内小学校、砥部中学校、砥部幼稚園に学校生活支援員を各 1 名追加配置するための賃金を 145 万円増額、砥部中学校吹奏楽部の全日本吹奏楽コンクール四国支部大会出場補助金と貸切バスの運賃改定に伴う選手派遣費補助金増額分を合わせて、選手派遣補助金を 120 万円増額、中央公民館浄化槽のエア配管とひろた交流センター窓口シャッターの修繕料、合わせて 37 万 8 千円増額、千里地区公民館のエアコンや中央公民館体育館のバドミントン支柱など公民館備品購入費を 70 万 3 千円増額、坂村真民記念館の開館 3 周年を記念し、特別企画展吉永邦治と坂村真民の世界を開催するための関係経費 143 万 6 千円を増額、砥部町、広田地区ですが、を会場として、来年 3 月に開催される愛媛県クラブ駅伝大会の運営費の一部を負担するための関係経費 162 万円を増額、町主催のジュニア駅伝大会の傷害保険料を 3 万 7 千円増額、学校給食センターの建替えに係る建設候補地の鑑定と地域住民の先進施設見学を行うための関係経費 133 万 6 千円を増額しています。以上のほか、人件費の補正がなされています。次に、議案第 45 号平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号は、保険事業勘定に係る 1,864 万円の増額補正で、介護保険事業運営基金積立金を 1,110 万 8 千円増額しています。また、25 年度の事業費の確定により、前年度交付金等返還金を 753 万 2 千円増額しています。これらの財源は、全額、前年度繰越金を充てています。以上、議案第 44 号、第 45 号の 2 議案については、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。1 か所訂正をさせていただきます。教育費関係のところ、地方行政、地方教育行政法の改正や子ども・子育て関連 3 法の施行に伴い、県というふうに私読んでしまったんですが、町に訂正いたします。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 大平総務常任委員長。

○総務常任委員長（大平弘子） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 44 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費では、自衛官募集用懸垂幕の作成経費を 8 万 5 千円増額、合併 10 周年を記念して、町の PR 広告を新聞掲載するための広告料 54 万円を増額、人事管理制度改革の一環として評価者研修を実施するため、職員研修委託料を 25 万 5 千円増額、社会保障・税番号制度に対応するための例



規整備支援委託料 86 万 4 千円を増額、庁舎の町民ホールブラインドなどの改修工事費 439 万 6 千円を増額、大角蔵区とさかえ区の集会所のトイレなどの改修に係る補助金 29 万 9 千円を増額、25 年度の点検結果により、地区の広場などにある遊具改修補助金を 137 万 4 千円増額、LED 防犯灯設置補助金を 74 万 3 千円増額しています。徴税費では、国土調査時に錯誤のあった地図を訂正するため、土地の測量委託料を 44 万 8 千円増額しています。この国土調査の錯誤に関する質疑に対し、錯誤があったのは道の部分で、固定資産税は課税していないとの答弁がありました。また、町税の修正申告に伴う過年度分還付金の不足見込みにより、還付金を 100 万円増額しています。次に、消防費では、消防団第 9 分団の詰所・車庫の移転準備のため、建設予定地の鑑定委託料 49 万 5 千円を増額しています。また、福祉避難所に指定している介護老人保健施設とべ和合苑と、特別養護老人ホームひろたに発電機などの資機材を整備するため、備品購入費 192 万 5 千円を増額しています。この 2 か所以外の福祉避難所についても、あと 2 年間で資機材を整備していく予定であるとのことです。以上のほか、特別職や一般職等の人件費の補正がなされています。次に、歳入については、1 億 470 万 7 千円の増額で、地方交付税を 8,829 万 6 千円増額、分担金及び負担金を 175 万 8 千円増額、使用料及び手数料を 67 万 5 千円増額、国庫支出金を 1,560 万円増額、県支出金を 194 万 6 千円減額、諸収入を 32 万 4 千円増額しています。また、債務負担行為補正では、人事給与システム機器等借上料及び保守委託料に対する 27 年度から 32 年度の債務負担行為 1,550 万円と坂村真民記念館開館 3 周年記念特別企画展開催及び広告業務委託料に対する 27 年度の債務負担行為 115 万円を追加設定しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 44 号平成 26 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農業費で、外山地区の上原池配水ポンプ改修工事などかんがい排水 8 件と農道改良 1 件、計 9 件の事業に対する町単独土地改良事業補助金 203 万 9 千円を増額しています。林業費では、高市小学校緑の少年団の結成やその活動を支援するための補助金 20 万円を増額しています。この財源は、全額県補助金を充てています。商工費では、まず、砥部焼振興費関係で、砥部焼協同組合交付金を 432 万円増額しています。これは、東京都で開催される愛顔のえひめすごモノフェアへの参加費用の一部助成と、砥部焼の原料である陶石確保への支援を行うものです。また、砥部焼販売協同組合交付金を 40 万円増額しています。これは、名古屋市で開催されるドームやきものワールド 2014 への出展経費の一部を助成するものです。また、松山南高等学校砥部分校の台湾陶芸研修費用の一部を援助するため、交付金 20 万円を増額しています。次に、観光費関係では、大阪市で開催される愛媛

のふるさと愛味ものフェアや、東京都で開催される愛顔のえひめすごモノフェアに参加し、町産品や観光のPRを行うための経費78万8千円を増額しています。また、川登水車保存のための、土地分筆等登記業務と家屋等の物件調査の委託料、合わせて115万1千円を増額しています。土木費では、大友山トンネルの町道移管に伴い、維持管理用電気代7万円を増額、臨時職員の期末手当分として、賃金を37万円増額、長曾池公園の支障木撤去委託料39万円を増額、砥石山公園のポンプ用電力引込柱改修工事請負費40万1千円を増額しています。また、町公営住宅等長寿命化計画により、町営住宅川下団地と後継者住宅平団地の屋根・外壁等の補修工事請負費、合わせて3,239万円を増額しています。以上のほか、人件費の補正がなされています。次に、議案第46号平成26年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号については、浄化槽維持管理システム改修委託料に対する27年度の債務負担行為954万8千円を設定しています。これは、来年度に予定している業務系システムの更改により、OSやシステム等が最新のものになりますが、現行の浄化槽システムが、最新のソフトウェアに対応していないため、業務系の更改期日までに改修を行うためのものです。この改修には相当の期間を要することから、来年度の業務系の更改時期までに完了するためには、今年度に契約をする必要があるとのことです。なお、この財源は、浄化槽保守点検事業運営基金から充当する予定であるとのことです。次に、議案第47号平成26年度砥部町水道事業会計補正予算第2号は、職員の人事異動に伴うもので、収益的支出の第1款第1項営業費用で、人件費を515万3千円減額し、資本的支出の第1款第1項建設改良費で、人件費を668万1千円増額しています。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額668万1千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。以上、議案第44号、第46号及び第47号の3議案については、いずれも適正な補正がなされているものと認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第44号平成26年度砥部町一般会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（西岡利昌） 賛成多数です。ご着席ください。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号平成26年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号について、討論

を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 45 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 46 号平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 46 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 47 号平成 26 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 12 議員派遣について

○議長（西岡利昌） 日程第 12 議員派遣についてを議題とします。お諮りします。11 月 7 日に高知県民文化ホールで開催される第 55 回四国地区町村議会議長会研修会に、全議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、第 55 回四国地区町村議会議長会研修会については全議員を派遣することに決定しました。よって 11 月に開催予定、失礼しました。

次に11月中に開催予定の第7回議会報告会が地区開催となった場合は、西岡利昌君、西村良彰君、山口元之君、平岡文男君、佐々木隆雄君、大平弘子君、政岡洋三郎君、中島博志君、古川孝之君、菊池伸二君、松崎浩司君、森永茂男君、小西昌博君、及び会再築の地元議員を派遣することとし、団体を対象に開催することになった場合は、全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって第7回議会報告会については、只今申しあげましたとおり、派遣することに決定しました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、あいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、9月10日から本日までの10日間にわたり、連日終始熱心にご審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、議案をご議決くださいましたことに対しまして心からお礼申し上げます。これから、平成27年度予算の編成時期を迎えますが、健全財政を堅持するため、各事業を精査し当初予算を編成したいと考えていますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。朝夕涼しくなり、寒暖の差が激しい季節となってまいりました。議員の皆様には、お身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、平成26年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員